

## むつ市議会第261回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）18番 佐々木 隆 徳 議員

（2）12番 佐 藤 広 政 議員

（3）3番 佐 藤 武 議員

（4）13番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
22番	富岡幸夫		

欠席議員（1人）

21番	佐々木肇
-----	------

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管理業者	吉田和久	代査委員	齊藤秀人
選挙管理 委員会	畑中政勝	農委 委員	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総務部 総務課	藤島純
総務部 危機管理	畑山勝利	政策推進 課	角本力
財務部長	松谷勇	市民生活 課	石橋秀治
健康福祉 部	斉藤洋一	健康課	畑中美雅
子ども みどり skiffice office にり所	菅原典子	産業政策 課	伊藤大治郎

都部 市整備 川内庁 所舎長 選挙管 事務局 理会長 農委事 務局長 農委事 務局長 策 教委事 務局長 技師整 備監	木下尚一郎 杉山郷史 野坂武史 立花一雄 畑中渉 松本邦博 立花幸一 菊池亘		建設技 術長 舎理計 會者 監査委 事務員 局長 教育部 長 上下水 道長民 部生理 野所 舎策理 協庁産 政副 総務主 任 総務 主任 総務 主任	小笠原洋一郎 中村智郎 小田晃廣 福山洋司 中村久 山崎拓也 佐々木大 川畑千菜美
--	---	--	---	--

事務局職員出席者

事務局 局長 主幹 主任 主査	佐藤孝悦 澁川紋子 瀬角朋也		次長 主幹 主任	石田隆司 畑中佳奈 浜端快
-----------------------------	----------------------	--	----------------	---------------------

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、佐々木隆徳議員、佐藤広政議員、佐藤武議員、東健而議員の一般質問を行います。

## ◎佐々木隆徳議員

○議長（富岡幸夫） まず、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。18番佐々木隆徳議員。

（18番 佐々木隆徳議員登壇）

○18番（佐々木隆徳） おはようございます。陸奥未来の佐々木隆徳です。

今、連日のように、今日もやっていましたけれども、パワハラ疑惑についてマスコミ報道されている姫路城のある地方自治体のトップ。県議会において百条委員会の設置にまで至り、疑惑解明が進められているところであり、さらにまた追い打

ちをかけるように次々と新たな疑惑が報じられ、何よりもこの疑惑解明の中で保護されなければならない公益通報者の貴い命が失われており、徹底した解明を望むところではありますが、一番の問題は、自分の言動がパワハラだということを自覚、そして反省していないところであり、このような事案は組織のトップや我々議員にも言えることであり、言動にはお互い気をつけていかなければならないと思っております。

それでは、通告に従い、脇野沢地区に関連する3点について質問いたします。初めに、脇野沢地区の公共施設再編についてであります。市は人口減少が急速に進む脇野沢地区を対象に、公共施設再編を進めていくとのことであり、脇野沢地区に限らず、来年度以降も川内地区、そして大畑地区でも同様に検討を進める方針とのことあります。

市は、これまで脇野沢地区の住民に対し、再編案の説明やワークショップの開催により、様々な地元の意見や率直な地元の声を聞いたものと思っております。地域の再生や地域資源の集中などを図るための検討だとは思いますが、この公共施設再編について、市はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、デジタル防災行政無線についてですが、このことについては、一般質問初日に工藤議員の質問があり、質問が重複する部分をご容赦願います。

長年にわたりこれまで使用されてきたアナログ無線が、電波法の改正により使用できなくなったことから、先月の8月5日からデジタル防災行政無線に切り替わり、音質がクリアで聞こえやすくなったと私自身も思っております。

しかしながら、現在放送されているのは1日2回の時報だけであり、これまでのような地域に密着した放送は全くなく、情報不足を感じていると

の声を、お盆、また祭り期間によく耳にいたしました。

この事業の実施に当たっては、令和3年3月に我々議員への説明会をはじめとして、各町内会長さんらにも説明が行われたわけではありますが、8月5日にアナログからデジタルに切り替わった今の状況を、私を含めて理解していたのか、いささか疑問に思うところであり、デジタル防災行政無線の運用範囲について、確認の意味を含め、改めて伺います。

次に、3点目の離島航路廃止に伴う補助金の精算協議について伺います。昭和40年から長きにわたって生活航路として脇野沢地区住民の足となってきたシライイン株式会社による青森―脇野沢―佐井間の離島航路は、今年の3月末をもって廃止となり、会社の清算業務を進められているものと思っていたところ、今年の7月に個人株主や、既に昨年株を処分した旧株主らに対し、長年にわたる感謝として、お礼の手紙とともに粗品が送られてきたとのことであります。

その手紙の一部に、補助金精算に関し、むつ市との間で解決を見ることができず、話合いに応じないむつ市の対応に苦慮しているとの記述があり、むつ市とシライインとの間で、いまだに処理できない状況となっているのか、その精算協議の内容についてお伺いいたし、壇上からの質問いたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域行政についてのご質問の1点目、脇野沢地区の公共施設再編についてお答えいたします。市では、安全安心で快適な公共施設の提供を目指し、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量を2054年までに35.7%縮減するこ

とを目標として取り組んでおります。

脇野沢地区の公共施設につきましては、令和6年3月末現在、66施設が地区内に点在しており、施設類型別では、学校教育系施設が2施設、スポーツレクリエーション施設が9施設、産業系施設が10施設、行政系施設が16施設などとなっております。

脇野沢地区においては、人口動態と社会構造の変化による人口減少や少子高齢化が進む中、公共施設等の整備が進められた平成の初期とは大きく状況が変化している上、施設利用者の大幅な減少に加え、施設の老朽化等から維持管理費が増加しており、大規模改修や本格化する更新需要に適切に対応していくことが喫緊の課題と捉えております。

このような課題認識から、今年度実施しておりますわきのさわ「夢」プロジェクトでは、まず脇野沢リフレッシュセンター鱒の里、わきのさわ鯛島の館及び脇野沢流通センターの統合再編に伴う新たなにぎわい拠点の整備のほか、国の法改正に伴い安全管理規定が強化されることにより対応が困難となります観光遊覧船「夢の平成号」や、利用件数の減少と改修を控えている脇野沢斎場の現状について市の考えを提案し、問題意識を共有させていただいております。

その上で、この地域にとって真に必要な公共施設の在り方や施設の再編、集約化等により生まれる人的資源と財源を生かした新たな行政サービスの構築を目的に、ステークホルダーとなる施設利用者の皆様や脇野沢の未来を築く中学生を交えたワークショップを実施し、世代を超えて地域の皆様からの意見集約を図っております。

ワークショップの中では、新たな観光施設を核としたにぎわいの創出へのアイデアや、脇野沢地区で住み続けるための必要な公共施設、公共サービス等への多岐にわたる貴重なご意見をいただい

ており、特に中学生にとって、地域の未来像を描くことは有意義な体験になったものと感じております。

市といたしましては、持続可能な地域づくりには長期的なまちづくりの視点に立ち、公共施設の総量の縮減を図りながら、そこで生まれる財源を生かし、市民の皆様のニーズに即した公共サービスの提供を進めていくことが肝要であると認識しております。

このたびのわきのさわ「夢」プロジェクトを新たなモデルケースとして、同様の問題を抱えます川内、大畑地区、また10年後、20年後のむつ地区においても活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目及び3点目につきましては、副市長及び危機管理監からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

地域行政についてのご質問の3点目、離島航路廃止に伴うシラインとの補助金精算協議の内容についてお答えいたします。市では、佐井村からむつ市脇野沢地区を經由して青森市までの間を連絡する離島航路の維持を図るため、運航により生じる欠損金について、平成20年度から令和5年度までの間、佐井村と協調して補助金を交付しております。

具体的には、むつ市離島航路運航維持事業費補助金交付要綱に基づき、佐井一青森航路を運航しておりましたシライン株式会社の経常損失額から別途国から交付されております国庫補助金額を差し引いた額に対しまして、むつ市7割、佐井村3割の金額で補助金を交付しております。

令和5年度補助金につきましては、シライン株式会社の令和4年度経常損失額から令和4年度

国庫補助金確定額及び令和5年度国庫補助金の内定額を差し引いた額を補助金として令和5年6月にむつ市及び佐井村にて交付しております。その後令和6年3月、昨今の原油価格等の物価高騰に配慮した国の補正予算が成立いたしまして、船舶修繕費見込額や欠損見込額が当初より上回る事となった全国の離島航路を対象に国庫補助金額が増額となりました。

これに伴いまして、国庫補助金の増額分について、当市に返還していただくよう、令和6年4月にシライン株式会社に対して通知しており、現在当初補助金の精算を進めている状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） デジタル防災行政無線の運用について伺うについてお答えいたします。

工藤祥子議員の一般質問におきましてもご説明申し上げましたが、デジタル防災行政無線の整備に関しましては、令和元年度に同計画の策定を開始し、市内各地の沿岸を中心としたエリアに整備することといたしまして、これまで令和3年3月に議員の皆様へ向けた説明会、令和4年7月に町内会の皆様へ向けた説明会、そして令和5年11月にスマイル・トークリレー「FLAT」において再度町内会長の皆様には説明会を実施いたしまして、関係各位のご理解をいただきながら進めてきたところであります。

災害時の運用範囲といたしましては、津波注意報以上の津波に関する情報、Jアラート、その他重大な災害が発生した際の注意喚起及び避難指示に関する放送を行うこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 順次再質問させていただきます。

まず、施設の再編についてであります。ワークショップの開催によって、地域住民から、脇野沢の住民から出た意見やアイデアなどを集約した後の、その後の計画案の提示する時期について、いつ頃になるのか。また、それが最終案になるのかどうかは分かりませんが、全て決定して、こうするというふうな最終案の決定時期についてもお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

計画案の提示につきましては、ワークショップにおいて幅広い年代から貴重なご意見をいただいております。現在計画立案のため精査しております。今後庁内で検討した後に、可能な限りワークショップのご意見を取り入れ、地域の住民の皆様が今後も快適に住み続けていただける内容として説明する予定としております。

また、最終案の提示につきましては、基本構想策定後になるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今財務部長の説明、基本構想策定後という形になれば、新年度から、翌年度から、平成7年から事業がスタートといたしますか、基本構想等をつくるわけで、要するに最終案の決定は今年度中ということの理解でよろしいのか、その点について1点伺います。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 今年度から庁内等において検討しております。またその計画につきましては、住民の皆様には説明をする予定としております。それを踏まえて最終案の決定となりますので、まずは令和6年度、令和7年度において地域の皆様に計画を説明してからということになると存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） いや、今の説明で、要する

に私は案内が来ても、そのワークショップなり説明会等には、自分の信念として出ることは一切ありませんけれども、全体で資料をもらったり、特に新聞に報道された中で、もう既にいつまでというふうな期限が切っております、廃止の期限です。そういうことでいけば、例えば令和7年度に最終案の決定があれこれずれ込むような形になるとか、例えば今は令和6年ですから、例えば令和7年のいつになるとかと、そういうずれ込むような形になるというふうな理解でいいのか。いつ頃までに最終案の決定というのは、もちろん具体的な話はできないと思いますけれども、大まかな予定なりなんなりはあるべきだと思いますけれども、その点について改めてもう一回お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ワorkshopで提示した市の資料につきましては、あくまで提示でございまして、特に道の駅フレッシュセンター鱈の里はじめ斎場、「夢の平成号」などをある程度の目安で廃止の方向性を今見いだしておりますけれども、1つには今年度中にある程度の方向性は見いだしたいというふうに考えております。

これは、地域の皆様のご意見を伺いまして、特に斎場とか、実情を少し丁寧に幾つか申し上げさせていただきますと、脇野沢の斎場につきましては年間の火葬件数、過去5年平均で約24件ということで、月2件ほどしか使われていない施設になっておりまして、今後火葬炉の耐火物全体の交換ですとか、老朽化による屋根の改修も必要になるものと考えております。

私個人の感想といたしましては、もちろん市民の皆様からの意見をしっかりと反映させていきたいと思っておりますけれども、これからは脇野沢で暮らし続けられる仕組みづくりをこれからしていきたいというふうに思っております。月2回しか使われていない斎場よりも、オンライン診療をは

はじめとする医療の充実をさせていただいたほうがいいのではないかと、そういった提案をさせていただきながら、必要な資源、必要な財源を脇野沢地区の皆さんのために使っていきたいというふうを考えております。そのことについて、市の考えを説明させていただいて、脇野沢の地域の皆さんがどのように判断されるかということで、施設の規模も含めて、一般的にはこれまでの行政の建物含め公共施設の進め方というのは、基本設計があって、ある程度形ができて、もう変わらないような形で進んでいくのが一般的だったと思っておりますけれども、今現在のリフレッシュセンター鱈の里をはじめとする再編につきましては、ゼロベースで市民の皆さんの意見を踏まえて立ち上げていききたいというふうを考えておりますので、方向性は今年度中に見いだしたいと。その上で、基本構想、基本設計ははじめ、形ないし中身ないし、そういったものを含めて脇野沢の皆さんと決めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 新聞に報道されるわけで、例えば令和7年度中に廃止とか、具体的な数字が出てきて、当然今の地域住民はそれに伴って動揺もするし、こうだ、ああだというふうな形で、半分諦めの状態もあるかと思っておりますけれども。

再編そのものには何ら異存はなく、今市長が言った、例えば廃止にして、今までかかった経費が浮くとか、そういったものをまた別の方向に向けるといふような流れになれば、これはまた地域にとっては最高にいいことだと思います。

まず、2点目、3点目、今市長がおっしゃいましたけれども、新たに建て替える流通センターの規模や場所の検討はしているという先ほどの説明でしたけれども、そしてまた建て替えが見込まれる場所には現在の流通センター、そして廃止と

なったマリンハウス脇野沢の建物があり、どのように整備していくのか。また、現段階での検討状況について伺います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

新たな施設を建てる場所につきましては、現在の脇野沢流通センター一帯の敷地で検討しております。

建物の規模につきましては、新たな施設にどのような機能を持たせるか、トイレの広さや数をどのようにするか、駐車場の広さをどの程度確保するかなど、地域の皆様と観光客の皆様がより利用しやすい施設となるよう様々な検討を重ね、施設の規模を決定してまいりたいと考えております。詳細が決まりましたら、改めて皆様にお伝えをいたしたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

次に、旧脇野沢流通センターと旧マリンハウス脇野沢に関しまして、旧マリンハウス脇野沢に関しましては、令和3年11月30日をもちまして休止、令和5年3月に条例廃止となっておりますことから、新たな施設の整備に向け、今後解体の時期等を検討してまいりたいと考えております。

脇野沢流通センターにつきましては、現在も海の玄関口として「夢の平成号」やフェリーの発券業務を行っており、観光客の皆様の休憩所なども備えておりますことから、新たな施設が稼働し、発券業務や休憩場などが新たな施設に移行した後、現在の施設の廃止及び解体を進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 私は、今の部長の説明の中で当然だと思うが、要するに今現在稼働しているわけで、新たな流通センターが建つまでは、そのままの流れで、現存の状態です仕事なりなんなりする状況で、新たなものができて、初めてそっちに

移行するというふうな流れになるわけでしょう。  
分かりました。了解します。

「夢の平成号」は、来年度末で廃止を検討と。  
先ほどの市の説明では、「夢の平成号」、そして  
斎場についても廃止の方向と、もう具体的にその  
方向を打ち出していると。このことについての市  
の考えを伺います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

「夢の平成号」につきましても、船体の老朽化  
や、知床半島での観光船の事故を受けた様々な法  
改正により、船体の大幅な改修などが必要となる  
ことを勘案し、令和7年度末の廃止を検討してお  
ります。

なお、令和8年度以降も運航を継続する場合、  
関連する法令等の改正により、船体への非常用位  
置等発信装置の搭載が義務づけられたこと、また  
今後改良型救命いかだなどの搭載や、船への浸水  
や沈没への対策のため水密隔壁の設置が義務づけ  
られる見込みであることなどから、これに対応す  
るためには相当な改修費用を要するものと考えて  
おります。

また、特定操縦免許の制度改正により、令和8  
年度以降は船長に新たな免許の取得が課せられる  
こと、運航に当たり選任する必要がある安全統括  
管理者及び運航管理者の取扱いがより厳格、厳密  
なものとなり、資格取得や高度な専門知識を求め  
られることなどから、運航に係る人員の確保がこ  
れまで以上に厳しくなるものと認識しております。

これらの状況を踏まえ、鯛島の上陸等につつま  
しては、引き続き観光資源として生かすため、漁  
船を利用した運送形態を研究するとともに、限り  
ある経営資源を有効に活用し、脇野沢地区の皆様  
の夢やアイデアを取り入れながら、新たな時代の  
地域づくりを進めてまいりますので、ご理解を賜

りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 私は、以前に一般質問等  
で取り上げまして、「夢の平成号」については仏ヶ  
浦の遊覧だけだったものを、もっと利活用できな  
いかということをご提案した経緯があります。もち  
ろん市のほうでは、その後具体的な企画をしてい  
たものと思いますが、イルカウォッチングとか鯛  
島上陸とか、そういった事業を実施していただき  
まして感謝申し上げますところでありまして。全体的  
には新型コロナウイルスの影響で、利用客数がそ  
んなに伸びなかったのかなと思いますけれども。

私は10年ほど前に長崎の軍艦島に上陸、行って  
きた経緯もありまして、脇野沢のシンボルとして  
の鯛島につつまして、何とか利用できないかとい  
うことを常に思っておりまして、その提案をしたと  
ころであります。

今「夢の平成号」がなくなるとすれば、漁船の、  
俗に言う遊漁船でお客様に対応するというふう  
な流れになるかと思っております。もっと無理してや  
るべきだというふうな話はしていませんけれど  
も、昨日、おとといですか、日本ジオパーク全国  
大会下北大会が行われた段階で、脇野沢、鯛島に  
行くことができないとすれば、脇野沢のシンボル  
である鯛島は、ただ、今の牛の首から眺めるだけ  
と。幾ら風光明媚、風光明媚といっても、要する  
にお金が落ちないわけですから、何か廃れていく  
ような感じを受けるわけでありまして。また、地元  
としても力の入れ方が変わってくるのかなと、そ  
ういうふうに思っております。

あと斎場について、今の状況として脇野沢  
1,200人余り、その中で私もずっとつけていまし  
て、多いときで50人超したときもありますけれど  
も、ほぼ平均すれば30人ちょっとぐらいの亡くな  
った方々。最近では、地元で火葬しなくて、むつ地  
区のほうなりに来てやる形になったわけで、ます

ます使用数が少なくなる。斎場の廃止は、いずれやむを得ないのかなという思いはありますけれども。

今、脇野沢は1,200人と言いましたけれども、限界集落はもとより高齢化率60%、昨日の浅利議員の質問の中で出てきましたけれども、特に独り暮らしの高齢者が多い中、さらにまた地域として不安にさせるような状況になると。仮に廃止になった場合でも、例えば脇野沢の例、亡くなった場合は、当然川内に行って火葬するというふうなことになろうかと思えますけれども、そうすれば現段階でも、若干ではあったとしても負担が増える。ですから、廃止にした段階では、若干ですけれども、浮いた事業費を、仮に、本当に仮にですが、火葬料を免除にするとか、車賃の補助を出すとか。例えば30人に1万円とすると、年間30万円かそこら、2万円にしたって60万円ぐらいと。永久的にやれというのではなくて、廃止にしたら、例えば二、三年間はそれをやるというふうな形で、極力地元の負担軽減、そういったことを図るべきであるし、「夢の平成号」も斎場についても、どちらにしても近い将来廃止される。このことについてはある程度理解していますけれども、今の市長のこのことについての所見を伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは斎場につきましては、佐々木隆徳議員おっしゃるとおり、地域の皆さんからそういった声が上がってくるのではないかと、いうふうなことを私たちも想定しております、こちらのほうから、これはどうか、あれはどうかというのはなかなか、市民の皆さんの提案を市が誘導しているような形にならないように、あえて申し上げていないというところもありますけれども、今後斎場の廃止の検討に当たっては、そういったことも検討してまいりたいというふうに思います。

もう一つは、報道等ではワークショップの資料で廃止の方向性だけが独り歩きしているのですけれども、今日東奥日報の「東奥春秋」というところを見ていて、私自身も脇野沢の八幡宮の宵宮に伺いましたが、今回通常どおりの開催5年ぶりというようなことの記事が今日載っていました。若い人が今一生懸命、脇野沢の皆さんも、川内のことも書かれていましたけれども、立ち上がってくれて、伝統芸能を残そうという思いとともに、人づくりやまちづくりにもつなげていきたいという思いを持ってきております。

そういう意味では、先ほどの独り世帯の高齢者世帯が多くなっているという意味では、昨日も脇野沢の子どもたちの部活動についての議論がありましたけれども、今後脇野沢交通も運行がなかなか難しくなったり、そういった際には、私自身は月2回使っている斎場よりも、行政のほうでコミュニティバスのようなものを走らせたほうが暮らしている地域のためになるというふうに考えております。あまり提案はしないと申しましたが、そういったことも今後の脇野沢地区には必要だというふうに考えております。

先ほど言った医療の面、足の面、このことを確保できる新たなまちづくりに向かってやることが大事だと思いますし、鯛島も有効な観光資源だと思います。先ほど来遊漁船も含めて、釣りをしながら鯛島を見るとき、そういったこともできればいいなというふうに考えておりますので、新たな脇野沢の顔をつくる、新しい道をつくっていく、ここに観光資源を投入していく。

そして、今むつ湾フェリーも新しくなりますので、そういった意味では津軽半島と下北半島の玄関口に脇野沢がなると思います。その玄関口に、今も道の駅リフレッシュセンター鱈の里という名前がついているとおり、山のほうに鱈の里がありますけれども、今度はいよいよ脇野沢の海の資源

を、「鱒の里」という名前になるかどうかは分かりませんが、海の玄関口に持ってくることで、新たな脇野沢の観光の拠点となる施設が立ち上がって、さらには先ほどの繰り返しになって恐縮ですが、齋場だけではなくて地域の皆さんの足の確保、生活の確保、医療の確保に、今未来に向かって脇野沢の皆さんと議論してまいりたいと思いますし、今回いただいた提案も含めて前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今のリフレッシュセンター鱒の里、現在道の駅として登録しているわけがあります。そしてまた、昨年ですか、一昨年ですか、豪雨災害によって、今国道338号、閉鎖の状況で、恐らく利用者も少ないだろうと思いますけれども、道の駅リフレッシュセンター鱒の里が廃止になった段階で、来年度ですから、令和8年3月ですね、一応予定は令和8年3月。そして、新たなリフレッシュセンターができるのは、たしか令和10年ですか。そうすれば、2年間の空白があると。そういう段階で、道の駅として廃止となればどのようなようになるのか、その点について伺います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

リフレッシュセンター鱒の里の廃止に伴い、国土交通省における道の駅の登録の取消しを検討しておるところでございますが、新たな施設につきましては、地域の皆様からいただいたご意見を基に内容を検討しているところでございます。むつ湾フェリーの新しい船が運航する予定であり、まさに陸路、海路の玄関口の重要な施設になるものと認識しております。

内容の検討に当たりましては、道の駅という形にとらわれることなく、市民の皆様や観光客の皆様にとって、より魅力的で利用しやすい施設とな

ることを最優先に、海の駅やまちの駅など、活用できる制度も含め、幅広い視点を持って検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 1つ鯛島の館、一番上のほうにあるところですがけれども、鯛島の館は現在一般社団法人脇野沢農業振興公社の事務所として、またリフレッシュセンター鱒の里は売店として使用しており、いずれにしても公社の事務所または売店ということで、それが要するに令和8年3月末で例えば廃止にしたとすれば、その後の状況についての検討等を考えなければならぬわけで、その点についてどのように考えているのか伺います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

一般社団法人脇野沢農業振興公社の事務所につきましては、新たな施設の機能や公社の事業内容などを総合的に考慮し、検討してまいります。

また、道の駅の売店につきましても、地域の皆様や観光客の皆様がお土産や地域の特産品を購入できるよう、新たな施設の検討を進める中で方針を定めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 1つ自分の思いとして市長にも述べておきたいと思っておりますけれども、一般社団法人脇野沢農業振興公社については、売店について廃止になれば、当然収入減、また先ほど言った国道338号の閉鎖によって利用者数が減っている、詳しいことは分かりませんが、そのような思います。

経営を考えれば、市からの長期借入金になるのか、3年、4年前に、たしか6,600万円の貸出し。2回返済したのか、3回返済したのか、そこら辺は分かりませんが、実際に公社の経営に直

接影響するような内容だと、私はそのように思っています。そうすれば、将来的な考え方になれば、市長、一般社団法人脇野沢農業振興公社まで将来的に廃止にするようなというふうに腹の中で私は思っていますけれども、その点伺います。

また、ずっと一般社団法人脇野沢農業振興公社の今の経営を見ていると、当初公社の理事長は副市長が、たしか野戸谷さんとか、そういったある程度責任といいますか、重い肩書のある方がやっていた。その後専属として理事長が配置され、また常務が配置されたのかな。近年は、庁舎の所長の兼任ということで、ここ数年やっているみたいですが、これは外部から見ても、何とかおぎなりなような経営の何とか力の入れ方が違うのかなと、そのような認識を受けておりますけれども、市長の考えをちょっと、一般社団法人脇野沢農業振興公社について伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 一般社団法人脇野沢農業振興公社についてでありますけれども、現在はフレッシュセンター鱒の里をはじめとする道の駅の指定管理を受けていただいておりますし、もう一つは特にそばの生産をしてくれております。こういった収益を基に市への借入金を返済いただいておりますけれども、廃止の方向は一切考えてございません。

今後も新しい道の駅の、これは公募になりますので、一概に一般社団法人脇野沢農業振興公社が管理するというのは、今の段階では言えませんけれども、今現在も担っていただいておりますし、私自身は名前をもしかすると農業にこだわる必要はないと思っております。今の脇野沢を見ていると、例えばサーモンの養殖が始まったり、これは別の企業がやっていますので、公社がやるということではございませんけれども、先般も申し上げ

ましたが、焼干を何とか継続していきたいという思いは持っております。現在しもきたTABIあしすととか脇野沢庁舎、そして産業政策部を中心に何とか人集めして、市民の皆様にもお呼びかけして、継続していこうというように今市が取り組んでおりますけれども、そういった事業も本来は担っていただけないかなとか。焼干の事業というのは、ちゃんとやれば収益が稼げていた事業だと思いますが、人がいなくてできないというようなことになっていると思いますので、そういったことも含めて公社でやれないかなという議論は、庁舎の中、市役所の中でもさせていただいているところであります。

今一般社団法人脇野沢農業振興公社ですので、「農業」があっても、そういったことをやっているのかなと思いますけれども、脇野沢の活性化に向けて公社をうまく活用していくというふうなことだと思いますので、こういったことも含めてやっていきたいと思っております。

幾つかアイデアは浮かんでおりますけれども、ここでちょっと紹介すると、それやれなかったということになりますので、今後も脇野沢の皆さんはじめ、この議会を通じて皆さんのご意見をいただければと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） まだ数点言いたいことはありますけれども、時間の関係で最後になります。流通センターの建て替えについて、今後の流れ、先ほどちょっと触れたようではありますが、今後の流れについて改めて伺います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

脇野沢流通センターの今後の流れにつきまして、脇野沢流通センターの建て替えにつきましては、本年7月24日に実施いたしましたわきのさわ

「夢」プロジェクトvol. 1にていただきました地域の皆様の声をもとに、今年度施設の方針を決定し、令和7年度から令和9年度にかけて事業の基本計画策定や実施設計、運営方法等の検討を重ね、令和10年度から新たな施設としてスタートを目指し、スピード感を持って進めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 最後に市長、十分地元の意見を聞いて、100出たものを100対応するとなれば、当然経済に関する、要するに事業費に関するわけですから、そこそこで止めなければならないと思いますけれども、できるだけ地元の要望に添った形で事業をお願いしたいと思います。

次に、2点目のデジタル防災行政無線について、再質問の市の広報や地区ごとに配布されたチラシの中に記してあります津波Jアラート以外のその他重大な災害とはどんなものを想定しているのか、その点伺います。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

その他重大な災害につきましては、各種気象に関する特別警報や火山の噴火情報等が該当になります。竜巻や津波注意報などが該当になります。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今の答弁、何か今の下北なり、むつ市に関係ないような災害、そういったものを想定しているような感じで受けます。デジタルになって影響を受ける範囲ということで、昨日たしか工藤議員も聞いたと思いますけれども、個々にはいいです。改めてむつ市全体について、影響を受ける範囲について伺います。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

前回もお伝えしまして重複するところもござい

ますが、むつ市全体では8,043世帯、人数といたしましては1万4,276人が計算上聞こえない対象の地区となっております。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 一昨日工藤議員が再三質問した中で、災害時の注意喚起や避難指示など以外には使用できないのかと。仮にできないとすれば、何が要するに根本的に法律で縛られるのか、そこら辺具体的にちょっと伺います。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） まず、この防災行政無線につきましては、津波災害に特化したものでございまして、その災害以外の部分につきましては考慮しておらない状況にございます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 考慮していないということであれば、今の広報なり、今答弁した中で、今までどおりの放送はできず、津波に特化してというのが今の答弁だと思います。そして一昨日2度ほど答弁の中で、私メモしたけれども、市民の声を受け、12月までに取扱いの説明をして使用できるようにすると。これ2度ほど言いましたけれども、間違いはないですか。その点伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 少し私のほうから補足をさせていただきます。

まず、12月から使えるようになるのは、スマホのアプリで防災行政無線の情報を流す仕組みを12月までに整備するといったこととなります。もう一つ令和9年度まで、現在のアナログ防災無線ですが、電波は飛ばせないで、各町内で有線、いわゆるマイクを使って、町内会の集会所に設置されているところもあれば、別のところもありますけれども、そういったところでは、地区の放送ができます。お祭りの放送ですとか、これまでは庁舎から発信をさせていただいていたと思います

し、各地区の町内会からは、お祭りの情報ですとか、例えばお悔やみの情報を今まで流していたところもあるようでございますけれども、それは令和9年度まで使えますので、12月で整備するスマホのアプリを何とか令和9年度までに周知させたいなという思いもあります。それまでは、令和9年までは、今まで使っていたアナログ無線の仕組みも有線という形で残っておりますので、各町内にはそれを使ってほしいというふうにアナウンスをしております。

もう一つ補足すると、壊れると既にもう修理の部品がない状況になっていまして、それを修繕してほしいといった要望も幾つかいただいておりますけれども、それについてはなかなか対応できないのはご容赦いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） そうすれば、確認しますけれども、今のデジタルになって、今まで津波Jアラート、そういった重要なこと以外は一切使われないということで、そういう解釈でよろしいのですか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

繰り返しになりますが、そのような解釈でよろしいかと思えます。

あとは、先ほども申し上げましたJアラート以外の緊急の気象情報なども放送はされることとなります。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 単純にですが、7億円もかけてその程度かというふうな認識を今受けました。1年に1回あるかないか、北朝鮮からのミサイルが飛んでくるか、津波、万が一地震があつてどうのこうのといったら、恐らく今の外海に面している大畑地区が一番最初に受けるだろうと思

ますけれども、陸奥湾においてそういった対応、普通常識として考えますか。

今盛んに日本近海で、大津波なり大地震が来るというふうな想定といたしますか、そういったことをやっておりますけれども、市長、その点どう思いますか。一昨日言った7億円もかけて、私は山のほうに行って、時報の鳴る12時、17時に車で窓を開けて黙っていて、しーんとして、その程度の対応でいいのかなというふうな思い。

確かに5本の柱どうのこうのと、スマホを使えと。今80過ぎの高齢者にスマホをむつ市全体で154件、5本の柱どうのこうのと言って、そういう発想でいいのかなと。いや、当時事業をした段階では、当然もちろんそういった形でしょうけれども、市長、ちょっと所見を伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 防災行政無線の情報発信については、市の内部でも様々議論をしております。1つには、まずは防災関連の情報を発信したときに、防災行政無線をもちろん使っておりますけれども、高齢者の皆さんも含めて、地震ないしJアラートの音というのは、大体私自身はテレビかスマホでキャッチしていることのほうが多いというふうに、今現在、この時代においては、高齢者の皆様も自宅にいて、テレビの放送で「逃げてください」、「北朝鮮からミサイルが発射されました」というのがほとんどだというふうに思いますし、若い世代で言えば、今はメール、LINEとかで災害情報の発信をさせていただいております。

これが一般的な答弁でございますけれども、あとは多分情報発信の中で、今まで、先ほど来、「今日お祭りがあります」、そういったところが使えないのかということだと思っておりますけれども、1つ私たちが一番懸念しているところは、整備されていない地区が、先ほど来申し上げているとおり、むつ市全体で8,043世帯、1万4,276人の方に、例

えば脇野沢地区で、「今日、脇野沢八幡宮祭り、何時集合をお願いします」と言ったときに、具体的な地区を申し上げて大変恐縮ですが、源藤城とか滝山の地区に防災行政無線がないので、その人たちには伝わらないと。そういう懸念があって、「防災行政無線流しました」と言ったとしても、届かない住民の皆さんがいらっしゃいますので、今後は防災行政無線というのは津波に特化しよう、それ以外の放送については、今後スマホを含め、そういったアプリに何とか転換していきたいなという思いから今の方針を決定しております。

いずれにしても、今の7億円かけたデジタル防災行政無線は、全ての皆さんに情報を伝えることが、アナウンスとしてできない状況になっています。そういったない地域の不公平感もありますので、津波に特化して今回は整備させていただいたと。

それに加えて、昨年度来こういった議論が多数ありますので、新たな仕組みを今構築しているところだというふうに認識してございます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今の陸奥湾での津波の話、私70年以上生きてきて、この間に1度あったそうです。1960年、昭和35年ですか、チリ地震がマグニチュード9.5、そしてチリのほうには18メートルの大津波が行ったと。約1日ぐらいかかって陸奥湾に到達したと。うちのおやじから聞いた話です。そのとき、先ほどイワシの話をしていましたけれども、建網とって、今は定置網になります。それを建て込みしていたものがだんごにされた。要するに、どんどん水が陸奥湾に押し寄せきて、実際陸には大した被害はなかったみたいですが、それ引き潮でみんな持っていかれたというふうな、70年生きてきて、それ1件ではないかなと。何だかんだ言っても、こういう状態で市に対して苦情は来ないのかなと思ったりして

います。時間もないのであれですけども。

今市長が言ったように、地震や津波の発生の場合、電気が通じていればテレビ、電気が遮断されたとしても携帯ラジオが情報を、今はもちろんスマホ、当然皆若い人は持っています。ただ、山間部においての高齢者、そういった人たちに対しての対応です。

では、Jアラートが鳴った場合、今の山間部の人が聞こえないとすればどうするのかなと。答弁は要りません。今後もそういった対応等は必要になろうかと思えますけれども、何か7億円も事業費をかけた中で、何となく変な感じがします。

あと最後に、シラインの補助金の関係ですけれども、補助金精算について、市の今後の対応と返還を求めている金額について伺います。簡単に言えば、決着つくような状態なのかどうか、その点、簡単で結構です。伺います。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

シライン株式会社との話合いにつきましては、令和6年4月8日に政策推進部長及び政策推進部次長が対応いたしまして、航路事業清算のため、会社の維持経費に対する支援要請がございました。当市といたしましては、補助金精算と、会社の維持経費に対する支援につきましては全く別の話というふうに思っておりますので、市として今後の追加支援については考えていないということと令和6年4月30日付の文書で回答しております。

その後、シライン株式会社からは、令和6年5月28日に補助金精算等について、市長または副市長との面談依頼があり、令和6年7月19日に副市長と政策推進部次長で対応したところであり、話合いに応じないということではございません。

また、当市へのシライン株式会社の補助金の精算額は483万8,172円となっております。今後も

補助金の精算を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） どうぞ。いいですか。あと1分。最後の質問でいいですよ。

（「終わる」の声あり）

○議長（富岡幸夫） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤広政議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。12番佐藤広政議員。

（12番 佐藤広政議員登壇）

○12番（佐藤広政） おはようございます。市誠クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第261回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。市長、理事者の皆様には、明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

今年の夏も全国では異常気象のためか、気温の高い日が続き、猛暑であります。また、南海トラフ地震の備えで、令和の米騒動と言われる米不足が生じております。何事にも、ふだんから備えあれば憂いなしという言葉があるように、他人ごととは思わず、しっかり備えをしていかなければならないと思いました。

当市では、各地でこれから秋祭りが始まり、そして冬を迎える準備、そして備えに入っていくわけですが、今回は除雪等をはじめとする3点4項目を質問させていただきます。

まずは、1項目めの1点目は、むつ市議会第

259回定例会において一般質問をさせていただきました除雪の待機保証等の契約の見直しについて、見直しを検討するというご答弁をいただきました。

そこで1点目は、除排雪業者との契約において昨年度から変更となる点をお伺いいたします。

2点目は、除排雪費の除雪費と排雪費が占める各地区ごとの割合と除雪車にGPSを取り付けてからの除雪業務の効率化はどのくらい図られたのかをお伺いいたします。

続きまして、近年教育現場でも多様性にしっかりと対応していかなければならない状況であり、とりわけ細かい個人指導が求められております。

そこで2項目めは、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援についてお伺いいたします。

3項目めは、世界夜景遺産についてお伺いいたします。他の議員が質問しておりますことから、重複する点多々あるとは思いますが、ご容赦願います。

日本初となる認定ということですが、日本には函館や神戸、長崎など名立たる夜景の名所があります。しかし、私は今から30年ほど前ですが、冬の釜臥山に登ってテントから見たあのきれいな夜景を堪能したことがある経験から、先ほどの名立たる夜景地にも劣らないと思った一人として大変うれしく思っている次第ではございますが、認定の経緯について、いま一度お尋ねいたします。

以上、3項目4点を壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、除排雪についてのご質問の1点目、除排雪業者との契約において、昨年度から変更となる点についてお答えいたします。令和5年度の暖冬

による少雪を受け、除排雪業者などから、機械、人員の維持に苦慮しており、除排雪業務の継続が困難になりつつあると相談があったことから、市では約20年前から除雪機械に係る人件費や管理費に対する保証制度を実施しておりますが、現在青森県が令和2年度から実施している保証制度を参考に制度の見直しを行っているところであり、今年度の契約から反映することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目及び世界夜景遺産についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員の教育行政についてのご質問、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援についてお答えいたします。

特別支援教育は、全てのこどもが個々のニーズに応じた教育を受ける権利を持つという考えを基本理念といたしております。この理念に基づき教育委員会では、児童生徒それぞれに対し、障がいの種類、程度及び個別の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を提供できるように体制を構築しております。

具体的には、通常学級で特別な支援を受けながら学習する、通常学級で学習しつつ通級指導教室へ通う、特別支援学級で学習する、特別支援学校で学習するという4つの学びの場が用意されております。特に小学校への入学に際しましては、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、保護者の皆様方とともに複数回の面談や専門的検査を実施して、最適な選択となるように協議を重ねております。

また、入学後におきましては、教員は児童生徒の日常における様々な状況を丁寧に観察し、その中で、何人、どの程度困っているのかという、い

わゆる困り感を適切に把握した上で、きめ細かな指導に努めております。

教育、生活、心理面など、多角的な視点から適切な教育的支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となる校内支援会議の定期的な開催、個別の支援計画等の作成により支援体制の充実を図るとともに、日常的な情報共有に基づく教育的ニーズに応じた適切な支援、指導に努めております。

さらには、スクールカウンセラー、スクールサポーター等を学校へ配置し、児童生徒や保護者への支援の充実を図っております。近年では、ご指摘のインクルーシブ教育の推進により、通常学級での支援も増加しており、タブレット端末を利用し、自分のペースで学習できる環境の整備も進めております。

また、授業のユニバーサルデザイン化を校内研修に取り入れ、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが学びの充実感を得るため、授業改善を重ねている学校もあります。

一例としては、掲示物、音や目に入る人の動きなど、様々な刺激について集中の妨げになるものがある程度制限し、それによって授業に集中できる環境を構築する等の工夫もなされております。

こうした取組により、一部の学校に限らず全ての学校が個別のニーズに対応しておりますので、ご心配等がございましたら、通学していらっしゃる学校や、私ども教育委員会にご相談いただければ幸いですと考えております。

また、現在青森県立高等学校入学者選抜試験においては、出願者が障がいの有無により不利益を受けないよう合理的な配慮を確保するため、実施可能な配慮事項について学校間で検討し、適切な対応が行われることとされております。

教育委員会といたしましては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒一人一人の可能性が最大限

伸ばされるように、また特別な配慮が必要な児童生徒に対しては、より一層適切な支援を与えられるように努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 除排雪についてのご質問の2点目、除排雪費の除雪費と排雪費が占める各地区ごとの割合と除雪車にGPSをつけてからの除雪業務の効率はどのくらい図られたのかについてですが、まず除雪費と排雪費が占める各地区の割合は、過去5か年の平均となりますが、むつ地区では除雪割合が69%に対し、排雪割合が31%、川内地区では除雪割合が75%に対し、排雪割合が25%、大畑地区では除雪割合が68%に対し、排雪割合が32%、脇野沢地区では除雪割合が90%に対し、排雪割合が10%となっております。

次に、GPSを取り付けてからの除排雪業務の効率はどれくらい図られたのかにつきましては、GPSを活用した除雪管理システムの導入により、市及び除排雪業者双方での稼働履歴の可視化や担当路線の共有化により適正化が図られ、稼働日報作成のシステム化により、除排雪後の日報確認作業を市役所では十数人体制で実施していたものが半数以下での人員で対応が可能となっております。

また、除排雪業者におきましても、作業日報を作成する負担が大幅に軽減されたとの意見をいただいております。市及び除排雪業者双方での業務の効率化が図られております。

また、市の公式LINE及び市ホームページから除雪の稼働履歴を市民の皆様にも確認できるようにしていることにより除排雪業務の可視化が図られ、問合せ対応などの窓口業務がスムーズになったことから、市民サービスの向上にもつながっていると認識しております。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 世界夜景遺産についてのご質問、認定の経緯についてお答えいたします。

釜臥山展望台から望むむつ市街地の夜景は、光のアゲハチョウとして親しまれており、平成16年に日本夜景遺産に認定され、同年に発刊された写真集「日本夜景遺産」の表紙を飾っております。

このような中、令和3年に新たに創設されました世界夜景遺産につきまして、主催する一般社団法人夜景観光コンベンション・ビューロー様から、光のアゲハチョウが世界夜景遺産の認定基準を満たす可能性があるとのことをご報告を受けました。その後、令和4年度に同法人が世界夜景遺産認定登録に向けて実施した調査結果に基づき、令和5年度には夜景鑑賞地整備といたしまして、釜臥山展望台の照明など一部を改修し、認定基準について再度調査をしていただいたところであります。

世界夜景遺産の認定基準として認定されている10項目のうち、本市の光のアゲハチョウがクリアした基準は、景観として自然や都市を表現する特有の価値を抱き、希有な夜間景観であること、夜景の景観的特徴がオリジナリティーにあふれ、価値が高い夜景であること、夜景鑑賞地としての整備状況、利便性等に優れた環境であることの3点であり、具体的には本市の立地適正化計画をはじめとした都市計画や、自然と都市がつくり出すアゲハチョウという特徴的な景観、標高785メートルから見下ろすことができる展望台の鑑賞環境が評価されたものであります。

日本国内には、有名な夜景を誇る大都市が幾つもございますが、当市の光のアゲハチョウにおきましても、下北ジオパークが物語る海と大地のストーリーや人々の営み、歴史と文化が作り上げたすばらしい夜景であるということから認定されたものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、契約についての変更点ですが、実際に除排雪業者に、特に下請でやっていらっしゃる業者の方からは、前回少雪もありましたが、悲鳴にも近い声が聞こえております。今後の人材育成や人員の確保等で大変苦しい状況をしかりと把握していただいて、見直しを進めていただけるよう、よろしくお願いを申し上げます。そこは期待を持っておりますので、再度何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、再質問ですが、本年度の除雪業者と除雪車両は、昨年度に比べて変化はあるのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

現在のところ、1者から契約を辞退する旨の申出が上がっております。また、他の1者が新規参入を希望しており、現在路線の調整を行っているところであります。

登録の除雪車両につきましては、昨年度は借り上げ、貸付け車両、両方合わせまして292台の体制で実施しており、今年度につきましても同等の台数での実施を予定しているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。1者からの契約辞退があり、新規が1者ということで、昨年同様の292台前後の体制を維持できるということでした。契約辞退の背景は分かりませんが、しかりとした体制を維持することもかなり大きなターニングポイントとなり得る業者との契約でございます。しかりとした契約見直しを大いに期待しております。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2項目めのGPSに関しまして再質問をさせていただきます。GPSの効果は絶大であり、成功事例の一つであると認識しております。そこで、GPSを取り付けた成功事例のように、排雪車、いわゆるダンプ車両にGPSを取りつければ、ますますの効率化が図られるのではないかと思います。そこで排雪車、ダンプ車両にGPS等を取り付けるお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

排雪ダンプにつきましては、排雪時に除排雪業者がダンプを別契約で他社から借り上げることも多く、GPS端末の貸付け契約の都合上、管理責任の所在が不明確となりますことから、搭載を見送っているところでございます。

しかしながら、排雪時の体制といたしまして、使用するショベル、ロータリーなどはGPSを搭載しており、ダンプ車両につきましては、別途タコメーターの提出を求めていることから、この2つのデータを突合することで、効率が悪い働きがないかチェックしております。必要に応じまして、問題等が生じた場合は業者と協議に入っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。タコメーター、タコグラフのことだとは思いますが、今のデジタルタコグラフは、GPS的な機能も搭載されているものがありますので、一考の余地はあるのではないかとはいえますが、必要に応じて業者とも協議をしていただいているということですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以前の一般質問で、むつ市は20センチの雪が降っても除雪車が来ないというような市民の声を発言させていただきました。これにはしかり対応

するということになってはおりますが、そこで質問させていただきたいと思います。

むつ市内には、早朝除雪ができない路線、いわゆる一時堆積場がなく、何回かの降雪後に除雪車と排雪車両がタッグを組まないと除雪作業ができない路線は何か所あるのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

早朝除雪ができない路線といたしましては、むつ地区に37か所、延長といたしましては約13キロとなっております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今ご答弁いただきましたように、37か所、13キロということですが、37か所の早朝除雪ができない路線のうち、路線に空き地があるが、借用ができないため早朝除雪ができないとしている路線はあるのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

全てではありませんが、借用できた場合は、早朝除雪が可能となる路線もあるものと思っております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） となれば、空き地というか、一時堆積場があることによって、早朝除雪が可能になるのであれば、それは市民の皆さんの安全安心、快適な冬の生活にかなり寄与するものと考えます。

そこで、一時堆積場として借りている土地に謝礼等を出すことで市に貸してくれる人が増え、早朝除雪ができない路線が減るのではないかと考えますが、その辺はいかなるものかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

道路除雪のための借地に対する返礼につきましては、過去にもご意見をいただいたこともありますが、道路除雪というものは冬期間の暮らしのため、市民の方々の協力を得ながら遂行するものと認識しております。

一時堆積場は、市内約1,800か所ほどありまして、地域の協力は事業の遂行に不可欠となっております。道路除排雪業者が借り受ける一時堆積場につきましても、地域協力の一環であると考えていることから、市が主体的に借地契約等を結ぶことは現状では考えておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。今のご答弁の中で、一時堆積場が1,800か所ほどあるということでした。やはり謝礼等を今すぐということはなかなか難しいとは思いますが、全路線が早朝除雪を100%可能にできるように、前向きに検討していただきたいと思っております。

また、一時堆積場は道路除排雪業者が借りているというご答弁をいただきましたが、一時堆積場の維持管理を道路除排雪業者に委託しているため、春になっての雪が解けた後の維持も道路除排雪業者が負担していると聞いたことがあります。ぜひこの負担を軽減するサポートをしていただけることをお願いしたいと思います。また除雪費用を削減するために出勤回数を抑えるということではなく、同じ経費を無駄なく、効率的に必要なところに使うということ、そして人材確保、人材育成にも目を向けていただくことを要望させていただきます。

それでは、続きまして2項目めの特別な配慮を必要とする児童生徒の支援について再質問をさせていただきます。とても詳しく簡単明瞭にご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。多様性の時代を迎え、児童生徒に対して、多数の

教員の方の目を通して、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を提供できる体制を整えていること、またご答弁の中にありましたように、青森県立高等学校入学選抜試験時においても適切な対応が行われるということで、大変すばらしい取組だと思っております。

そこで、いま一度お伺いいたしますが、判断基準や相談等はどこで受け付けしているのか、またインクルーシブ教育の一環としての位置づけはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

通常学級以外の学習の場の際しましては、むつ市特別支援教育推進委員会において、専門的な検査結果等を基に話し合いが行われ、保護者の意向を最大限尊重しながら判断がされております。そのため、ご心配事等がありましたら、ぜひ通学していらっしゃる学校、あるいは私ども教育委員会にご相談くださるようお願いをいたします。

また、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもが共に学ぶことがインクルーシブ教育であり、そのため共に学べる環境を整えることが重要であると認識いたしております。

市内各小・中学校では、このようなインクルーシブ教育の考え方を根底に置き、教育活動が展開されております。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒が必要な支援を受けながら、そのこどもの特性やニーズに応じて、一部の教科等を通常学級で共に学習することが日常的に行われております。

また、言葉の発達等を支援することばの教室が第二田名部小学校に設置されており、現在はほかの小学校からも含めて12名の児童が学習を行っております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。本当

に今ここで必要なことをご答弁いただきましたことは、相談等は今実際に通っている学校、またこれから通う予定の学校でもしっかり対応していただけるということであります。わざわざ他の学区の学校に相談するという事は、保護者の皆様はとても安心できるのではないかと考えております。

また、令和2年12月の定例会一般質問においても、私がインクルーシブ教育についてご答弁いただいた時点から着実に進んでいることは、本当に教育現場の皆様は頭の下がる思いでございます。

このような教育的ニーズの把握から進めていくことによって、特別支援教育、そしてインクルーシブ教育、それに合理的配慮などを実践することによって、より包括的で対話のある社会を築く一歩になり得るのではないかと考えております。

学校、教員の方々は、大変ではあるとは思いますが、しっかりとした体制を築いていただくよう、未来をたくましく開くこどもたちのためによりしくお願いを申し上げます。

続きまして、3項目目、世界夜景遺産認定の経緯について質問をさせていただきます。並々ならぬ努力が実って認定になったということは、誠にすばらしいことであり、携わった皆様に敬意と感謝を申し上げます。

日本のどこでもなく、このむつ市の夜景が日本初ということは本当にうれしく思いますし、誇りでもあります。大都市のキラキラとした夜景ではなく、それはまるでアゲハが羽を広げているように見える幻想的な夜景は、他に類を見ないのであると私自身思っております。

しかし、日本初、世界夜景遺産認定という割には、いささかこの1か月余り、PRが足りないように感じるのですが、今年度のイベント等の開催予定はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

世界夜景遺産の認定記念イベントといたしましては、残念ながら最少催行人数に至らず中止となってしまいましたが、第1弾として、本年8月29日に下北ジオダイニング in 釜臥山展望台を企画しております。

また、釜臥山展望台への誘客促進と光のアゲハチョウの世界夜景遺産認定を目指す取組として、令和3年度より夜景予報士が夜景の見える確率を予報し毎日配信しており、この取組が評価され、新聞、テレビ報道等で取り上げられるなど、光のアゲハチョウのPRにつながっているものと認識しております。

さらに、ユーチューブ62ちゃんねるにおきましても認定式の様子を公開するなど、積極的にSNSを通じてPRに取り組んでおります。

今後につきましては、認定記念イベントの開催、記念グッズの製作、展望台までのアクセスを補い、誘客促進を図る事業を計画しております。今後ともイベントや市公式LINEなど、SNS、ユーチューブでの情報発信など、PRに努めてまいります。SNSの利点として、多くの皆様による情報の拡散が可能な媒体として認識してございますので、議員の皆様はじめ、本日エフエムアジュールでお聞きの市民の皆様におかれましても、ぜひ一緒に光のアゲハチョウをPRしていただければと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。皆さんに宣伝することを承知いたしました。

ただ、ばんばん私も宣伝していきたいとは思いますが、認定がゴールではないと思います。今後世界夜景遺産として、この先何を目指していくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

世界という称号を得た光のアゲハチョウを強力な誘客コンテンツに磨き上げ、しもきたTABIあしすとをはじめとした地域の多様な関係者の皆様と連携した事業を展開し、観光による稼げる地域を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 「世界」という冠がつきましたので、ぜひ稼げる地域を目指していただきたいと思ひますし、我々もPRをしていきたいと思ひます。

ただ、少し気になる点を1つ質問させていただきます。世界夜景遺産の認定後の更新等はあるのか、また更新条件等はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

世界夜景遺産の認定につきましては、更新制ではなく、存続や継続が危ぶまれる場合には調査、必要な支援、削除等について、随時世界夜景遺産委員会による審議が行われると伺っております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ジオパークでは、日本での認定、そして世界での認定等ステップアップがあり、むつ市も世界を目指していると思ひます。

そこで、世界夜景遺産登録日本第1号として、今後他の日本夜景遺産の自治体に世界登録を目指すよう促すようなことはあるのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

全国には、夜景の名所が数多く存在しておりますが、その活用方法につきましては、それぞれの自治体が独自性と主体性を持って研究しているも

のと認識しております。市といたしましては、世界という称号を得た光のアゲハチョウを強力な誘客コンテンツに磨き上げることに注力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。

そこで、2つほど提案をさせていただきます。1つ目は、世界夜景遺産のグルメ、例えば海自カレーやコロケ、(ジ)オでん、ジオプレートなど、認定商品で世界夜景遺産を楽しめるような取組も必要ではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

市では現在、展望台を訪れた方に対する記念グッズの製作を計画しております。また、認定商品の開発等につきましては、今後研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ばんばんPRの商品自体を考え、そして進めていただければと思うのですが、もう一つ、名刺などで世界夜景遺産認定をPRしても構わないのか。そして何か統一したデザインを作成してはどうかと思いますが、この辺はいかがなものでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

既に光のアゲハチョウの写真の名刺に掲載している市職員もおります。今後も名刺等の活用を含め、世界夜景遺産の積極的なPRに努めてまいりますと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。この名誉ある日本初の世界夜景遺産を大切に、そして活用して、経済効果を含め、市民の皆様への周知徹底をお願いし、市民の皆様が誇りに思うことが

できるよう、三枚目夜景予報士の活躍を含め、ご期待しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

残暑厳しい日が続いておりますが、秋はすぐそこに迫っており、そして冬の季節がやってまいります。排雪の効率化、効率運用、こどもたちへの手厚い保護支援、そして自然と調和し得る世界夜景遺産へるる質問をさせていただきましたが、前向きな答弁をいただきましたことを感謝申し上げます。

今回要望させていただきましたことをぜひ実現に向けてよろしくお願いを申し上げ、この言葉で一般質問を終了させていただきます。「人間はただ生きるために生まれてくるのではなく、世のため、人のために、事をなすために生まれてくるのだ」、坂本龍馬。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤 武議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） こんにちは。眠くなる時間に申し訳ありません。淡々と話します。日本共産党、佐藤武です。むつ市議会第261回定例会の一般質問を行います。2項目4点について質問します。

1項目めは、使用済燃料中間貯蔵施設について

です。使用済核燃料中間貯蔵施設の安全協定が8月9日に結ばれました。初の施設外貯蔵となる中間貯蔵施設は、今後の核燃料サイクルの見通しをつけたかという点、問題をさらに深刻にしたと言わざるを得ません。新聞各紙の報道を見ても、問題点が多く指摘されており、問題解決の見通しも立っていない現実を指摘するものが多くありました。再処理を待つ間の当面の保管との建前ですが、核燃料サイクルの行き詰まりから目をそらした先送り策と言わざるを得ません。現実を直視し、抜本的な政策転換を図るべきだという社説もありました。

核燃料サイクルは、使用済核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、MOX燃料にして発電に再利用する政策だが、中心になる再処理工場は、当初1997年の完成予定だったが、27回目の延期となります。これまでの相次ぐトラブルを見れば、完成後も安定的な操業は見通せず、コストもかさむこととなります。再処理された後も問題で、MOX燃料を使うはずだった高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決まり、既存の軽水炉型原発でサイクルを回すと言うが、現状は4基しかありません。使用済みのMOX燃料の再処理技術も確立されていません。再処理の先進国フランスでも、実用化のめどが立っていないのが現状です。最終処分場は、候補地も決まっています。できるかどうかも見通せない状況です。

再処理によって抽出されるプルトニウムは、核兵器に転用可能であることから、必要以上の余剰を持たないというのが日本の国際的公約です。発電に使う当てがなければ、再処理工場は動かすことができません。結局再処理の手前で使用済核燃料はたまることとなります。これまで保管してきた全国の原発サイトのプールが満杯になれば、原発自体が運転できなくなります。原発サイトのプールの使用済核燃料は、貯蔵率が80%を超えてい

ます。苦し紛れに中間貯蔵施設を無理やり核燃料サイクルに組み込むことで、時間稼ぎをしようとしているのが本質だと考えます。

市議会や県民説明会、市民説明会では、最終処分場になるのではないかと懸念の声が相次いで出されました。県と市は、核燃料サイクル事業が困難になった場合には使用済核燃料を施設外に搬出する覚書を結んだが、50年以上先のことに、誰が約束の責任を果たすのか、負えるのか。新しい受入先を見つけることも容易ではありません。技術面、経済面、核不拡散、国民の安全、どこから見ても、核燃料サイクルを続ける理由、正当性を認めることはできないにもかかわらず、破綻している過去の計画に固執し、一時しのぎの方策を重ねると、将来へのツケ、負の遺産を増幅させ、こども、孫世代に負の遺産を残すこととなります。これ以上核のごみを出さない、核廃棄物は拡散させないという方向にかじを切ることが最良の選択です。

このような視点を踏まえて、1点目として、使用済核燃料中間貯蔵施設の意義と役割について、どのように捉えているかお伺いします。

2点目として、安全協定を結ぶに至ったポイントはどこにあるのかお伺いしたいと思います。

2項目めは、マイナンバーカードについて質問します。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法は、平成28年、2016年1月1日から施行されました。マイナンバーカードの取得は、法律上の規定もなく任意であり、当然義務はありません。政府は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を掲げていますが、どれも改善されているとは言えないのが現状です。

マイナンバーカード取得に反対する理由は、国家による個人情報の管理や統制、個人情報の流出不安など、個人情報の取扱いが主たる理由です。

発行手続の煩雑さも理由として挙げられています。メリットを感じていない人が圧倒的に多いのです。マイナンバーカードが本当に国民にとってよいと思われるのであれば、取得率は黙っていても伸びるはずですが、税金を大量に投入して宣伝したり、ポイントを付与したりすることで取得率を上げてきたと言わざるを得ません。

特にマイナ保険証を人質にした半強制的な手法は、許すことができません。「保険証がなくなる」と大々的に宣伝して不安をかき立て、取得しなければならぬと思わせていることは、マイナンバー法の精神にも反していると思います。

そこで、1点目として、12月2日から始まるマイナ保険証の制度の要点を簡潔に、分かりやすく答えていただきたいということと、市としての準備状況をお伺いします。

2点目として、むつ市高齢者無料乗車証「AG EHA」事業の趣旨と利用状況についてお伺いたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、使用済燃料中間貯蔵施設の意義と役割につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、安全協定についてお答えいたします。市といたしましては、市議会及び住民説明会におきまして、市民の皆様から搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関する意見をいただき、それらを整理して知事にお伝えし、知事による搬出先の具体化に関する経済産業大臣の見解の確認や、不測の事態があった際の搬出及び親会社の責任を規定する覚書締結に至

ったことで、懸念解消につながる取組がなされたものと認識しております。

そうした対応を経て、安全協定締結に向けた環境が整ったと判断し、県及び事業者とともに8月9日に安全協定書及び覚書調印式を開催し、締結に至っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバーカードについてのご質問につきましては、デジタル行政推進監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、使用済燃料中間貯蔵施設の意義と役割についてでございますが、中間貯蔵施設につきましては、国の一貫した核燃料サイクル推進の基本的方針の下、使用済燃料を再処理するまでの間の時間的柔軟性を持たせるとともに、我が国のエネルギー安定供給に地域として大きく貢献する国策上重要な施設でありまして、その意義や役割につきましては、現在に至るまで全く変わっていないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） マイナ保険証のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証制度の概要といたしましては、マイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することになります。その時点で所持している現行の保険証は、各保険者が定める有効期限までは利用可能であり、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の方は、令和7年7月31日まで従来の保険証での受診が可能となっております。

また、保険証の有効期限までにマイナ保険証に移行されなかった方へは、各保険者で保険証にかわる資格確認書を原則申請によらず、対象者全てに交付することとなっております。切れ目のない医療保険制度の適用が図られることとなっております。

マイナ保険証のメリットとしては、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等、提供に同意することで、医療機関での総合的な診断に活用でき、重複した検査や投薬のリスクを回避した適切な処方を受けること、またこれまで申請により発行していた限度額認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える部分の支払いが免除されることなどが挙げられます。

市では、マイナ保険証への移行に当たり、広報むつ、市公式LINE等のSNS、YouTube 62ちゃんねるなどを活用し、マイナ保険証への移行をお願いする周知活動を行っているほか、マイナ保険証の登録方法が分からない方のために、保険証利用登録を行う窓口を市役所本庁舎に設けるなど対応を行っております。

このほか、本年7月には市の国民健康保険では国保全世帯に対し、年次更新に伴う保険証発送の際に、また後期高齢者医療保険の方には、令和6年度分の保険料額決定通知書発送の際に、マイナ保険証に関するリーフレットを同封しており、さらには窓口で新規取得の手続をされる際にも同様のリーフレットを配布し、機会を逃さずマイナ保険証に関する周知を図っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） マイナンバーカードについてのご質問の2点目、むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」事業についてお答えいたします。

本事業は、利用者の減少に悩む交通事業者の支

援及び高齢者の外出機会を創出することによる健康増進や生活の質の向上を図り、市民の皆様が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりについて検討を行いまして、本事業を構築し、令和3年10月より開始したところでございます。

利用状況についてであります。利用者数が令和3年度は2万3,021人、令和4年度では6万6,668人、令和5年度では7万7,011人、今年度は7月末時点で2万7,644人となっており、年々利用者数は増加しております。今後も「AGEHA」により外出の機会の増加や公共交通機関の利用推進を図ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） まず、中間貯蔵施設について再質問をしたいと思っております。

国の政策を尊重して、それに従うという答弁だったので、ちょっと繰り返しの質問になるかもしれませんが、全量再処理、プルサーマルで核燃料サイクル推進の国策を推進するという立場でいいかどうかを伺いたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

市といたしましては、この中間貯蔵施設の立地受入れという形で、国の原子力核燃料サイクルの推進につきまして、今後も引き続き協力してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 基本的立場は分かりました。

中間貯蔵施設は、原発施設外の貯蔵施設になったということでしょうか、確認です。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） そのように認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） むつ市に貯蔵しなければなら  
ないという必然性はないと思う、私はそう思って、  
何度か質疑や質問等と言ってきたのですが、これ  
についてはどのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

中間貯蔵施設は、平成17年にむつ市、青森県、  
東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社の4  
者で締結いたしました立地協定によりまして、使  
用済燃料を安全に一時的に貯蔵管理することにな  
っております。

今回の安全協定及び覚書の締結によりまして、  
事業開始に向けて進んでいくこととなりますが、  
このことは我が国の長期的なエネルギー安定供給  
と脱炭素社会の実現に地域として大きく貢献する  
こととなり、誘致を決定された先人たちの思いも  
達せられるものと考えておりますので、ご理解賜  
りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国の政策を進めるというこ  
とで承知しましたが、承知しましたがというか、分  
かりましたが、この経過を見ると、私はこんなに  
なぜ急ぐのか、再処理工場も稼働していない、サ  
イクルのどこもつながっていないという中で、原  
発と中間貯蔵だけがつながるのです。これにつ  
いて、非常に懸念を持っています。ですから、貯蔵  
施設があるから、多分むつ市に来たのだろうとい  
うふうに思っています。

これをなぜ急いだかという、前にも言いまし  
たけれども、東京電力株式会社の柏崎刈羽原子力  
発電所を動かすためだというふうに言わざるを得  
ません。今すぐむつ市に運ばなくてもいいわけ  
ですから、再処理するのであれば、むつ市の中間貯  
蔵施設から六ヶ所再処理工場に優先的に送って再  
処理するわけでもなく、今六ヶ所にも3,000トン  
たっぷりたまっているわけですから。そういうこ

とを考えると、やはり原発を再稼働するためのこ  
れは準備だというふうには言わざるを得ません。

もう一つ再確認ですけれども、中間貯蔵施設の  
貯蔵量は、立地協定も安全協定も5,000トンまで  
です。中間貯蔵施設に貯蔵する期間は、1棟目、  
供用から貯蔵も含めて50年、2棟目の建屋の供用  
と貯蔵も50年になるわけです。そうすると、貯蔵  
期間が2棟目が建ってから50年ということになり  
ますので、今の市民の皆さんというのは、1棟目  
が建って、今から50年ではないかというふうに思  
っている方が多いのではないかと思います。  
そうではないというふうに思うのですが、そこは  
2棟目の供用開始から50年までということによ  
ろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

立地協定における貯蔵期間は、建屋ごとに最初  
の金属キャスクが搬入されましてから最長50年と  
なっておりますので、施設全体の使用終了の時期  
につきましては、最長でも2棟目の供用開始から  
50年後であると認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 失礼しました。明快な回答を  
ありがとうございます。私が今までこれを質問し  
てきたけれども、なかなか市のほうからはっきり  
と、こうだという返答は返ってこなかったような  
気がしていたのです。私の思い違いかもしれませ  
んけれども。ということは、今1棟目が今年操業  
開始となった、供用開始になったということと、  
そこはそれで一番最初にあったのが入ったところ  
から50年後までに全て搬出されるということにな  
るわけですね。でも、2棟目については、今建  
設の予定がありません。ないはずですが、  
これが10年、20年遅れると、今からかかっても10年  
ぐらいかかると思うのです。そうすると、むつ市  
に使用済核燃料を置く期間は、それだけ延びるわ

けです。60年、70年と延びるわけですね。このことをやっぱりはっきりさせておく必要があると思っています。

そこまで誰が責任を持てるのかというのを私心配しているのですけれども、多分50年以上延びたら、今ここにいらっしゃる皆さんは、大半がこの世にいない。私もいません。これを誰が責任を負うかということをご心配しています。ここを指摘しておきたいと思います。

新たな再処理工場の建設も予定がありません。六ヶ所再処理工場は、40年間の稼働を見込んでいますが、中間貯蔵の期間50年以上との整合性が、果たしてこれ取れるのか。どうお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

去る7月23日に開催されました宮下知事と齋藤経済産業大臣との会談におきまして、六ヶ所再処理工場を想定した場合の課題や対応策を検討することや、今後安定的な長期利用に向けた検討を進める方針が国から示されておりますほか、我が国の長期的なエネルギー安定供給における核燃料サイクル推進の重要性を鑑みますと、搬出先となる稼働中の再処理工場が確実に存在するものと考えております。

また、六ヶ所再処理工場の稼働期間と中間貯蔵施設の貯蔵期間との整合性につきましては、貯蔵期間最長50年の枠組みの中で、国及び事業者の責任において適正に使用済燃料の搬出がなされるものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国の言っていることだから、事業者が言っていることだから、それを信用するということなのですけれども、私はそこを信用していないので、いろいろ質問するわけです。

MOX燃料工場は、8度目の延期になりました。

再処理工場は27回目の延期です。1993年に着工して、31年で27回です。大したものです。全く見通しのつかない状況です。施設の劣化も進んでいると思います。この間、不正や隠蔽や事故も多く、私は信用できるとは言い難いと思っています。今から50年以上貯蔵する協定だというふうに言わざるを得ません。中間貯蔵施設に使用済燃料がそのまままっけていくだけという危惧を抱かざるを得ません。

一旦搬入した使用済核燃料を六ヶ所再処理工場に搬出するのであれば、自治体と立地協定、安全協定を結んでいますので、むつ市から動かすのは問題ないのですけれども、もしも他の自治体に戻すことになるというふうになった場合、搬出先の自治体の同意が必要になるのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

市といたしましては、使用済燃料の所有者であります東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社が契約締結当事者となっております覚書に基づきまして、事業者の責務として確実に搬出していただくことになると認識しておりますとともに、搬出先の自治体との調整につきましても、事業者及び国の責任の下で誠意を持って取り組まれるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国と事業者は、恐らくそういうふうには言っていると思いますけれども、今伺ったのは、核燃料を動かす場合に、相手の自治体の同意が必要なのではないですかということを知っているのです。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、搬出先の自治体との調整につきましても、事業所及び国の責任

の下で誠意を持って取り組まれるものと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 質問にきちんと答えられないようですので、こちら辺でやめます。

受入先の自治体が拒否されたら搬出できないこととなります。そうなのです。危険な核物質を簡単に動かすことはできません。これははっきりしています。

続いて質問します。協定書と覚書には法的拘束力がない、紳士協定だというのが社会通念上の理解ですが、この前ほかの議員から質問があったときに、法的拘束力はあるという副市長からの説明がありましたけれども、契約なら法的拘束力があると私は思っているのです。当然不履行のときは罰則があって破棄することもできるし、契約違反の場合は法的手続を取ることができる。こういうものがないと法的拘束力があるとは言えないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

まず、安全協定につきましては、地方公共団体と事業者の合意の下に締結される、いわゆる行政契約という位置づけとなっております。この行政契約につきましては、双方の合意の下に締結された契約として、当事者双方を拘束するものでありまして、事業者はこれら協定に掲げる契約上の債務を履行する義務を有するということになっております。

その法的拘束力につきましては、つまり実効性の確保という面については、民事的な方法によって担保するということになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 行政契約で法的拘束力がある

というのは、確かにそう言う学者もいます。法学者もいます。反対の立場を取っている学者もいます、紳士協定だと。これは、私はまだ全部読んでいないので分からないのですけれども、どれが有力な考え方かというのはちょっと分かりません。両者あるのです。強制力がないと、やはりこれは、行政契約、広い意味で契約ですよ。いろんな呼び方があるのです。覚書もそうですし、なのですけれども、やはり強制力がないということは、拘束力がないと言わざるを得ないと私は考えています。

今民事的方法で担保するというふうな、今回の議会で新しく多分言及された言葉だと思うのですけれども、私これ大変大事だと思っています。相手が協定書に違反した場合、この場合はやっぱりそういう方法を取るべきだと思っています。

では、次に移ります。後でまた関連の質問をしますけれども。結論ありきではなく、議会や市民の声を聞くというのは、協定を結ぶかどうかは含まず、9月操業開始に向けての結論ありきではなかったかということだと理解しているのですが、私は。安全協定案としての文言は、一字一句変わっていません。議会や市民の声を具体的にどう反映したのかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

安全協定につきましては、市政運営上の重要案件であると認識しておりまして、事業者の想定するスケジュールにかかわらず、詰まるところ9月操業開始に向けての結論ありきではなく、市議会特別委員会におけるご説明や住民説明会の開催を中心に市民の皆様のご意見をお聞きするプロセスを十分に実施した上で、協定締結に向けて進めてまいりました。

また、市議会特別委員会及び住民説明会においていただきました疑問点につきましては、その場

で全て回答させていただくとともに、安全協定の内容そのものの修正を要すると判断されるご意見はありませんでしたが、搬出先の問題や確実な搬出の懸念、親会社の責任等に関する懸念のご意見をいただいたものと受け止めましたことから、覚書の締結等、市民の皆様様の懸念を払拭する取組の適切な実施と、併せて安全協定を締結させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 安全協定と覚書というのは、繰り返しになりますけれども、何らかの法的手段を取れるようでない担保にはなりません。ですから、一般的には紳士協定だと言われるわけです。そこを指摘しておきたいと思います。

国のエネルギー基本計画は、情勢によって何度も変更されてきました。ですから、国が言っているからといって保障されるということは考えられないが、どのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

資源に乏しい我が国が長期的な視点に立ってエネルギー安定供給を図ることを考えた場合、化石燃料に過度に依存した状況を脱却するためには、今後も原子力の利用が必要不可欠でありまして、国のエネルギー基本計画において、基本的方針として掲げられております核燃料サイクルの推進につきましては、最初の策定時から全く変わっていないものと認識しております。

さらに、現在策定が進められております次のエネルギー基本計画におきましても、六ヶ所再処理工場での処理も想定した搬出先の明確化につきまして具体化されることが明らかとなっております。

今後におきましても、核燃料サイクル推進の重要性を鑑みますと、エネルギー安定供給の後退や

立地地域による国策への貢献の意思に反するような政策変更は到底想定し得ないものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市が、一自治体が国策に反することをするというのはなかなか難しいということは私も分かっています、立場上。そうだろうと思っていますが、やっぱり今まで国策に翻弄されてきたということですから、少し深く考えて対応することが必要だと思っています。

国の方針が変更されていないというふうな趣旨の答弁がありましたが、変わっています。エネルギー基本計画、そのときの情勢によってころころ変わっています。ですから、私は信用できないと言っているのです。もうちょっとそこら辺は丁寧に見ていただきたいと思っています。

覚書のことについてちょっと触れますが、貯蔵事業の確実な実施が難しくなった場合とは、再処理工場は稼働しなくなった、できなくなった場合も含むのか、また重大事故等も考えられるのかお答えください。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

覚書につきましては、市民の皆様からいただきました懸念点を解消することを目的に、安全協定の内容を補完する性質のものとして使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合に、市、県及び事業者で協議の上、使用済燃料の搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずることを定めたものとなります。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 安全協定と、あるいは覚書が付け加わったということは、私は一定の評価をしています、安全協定だけではなくて、覚書を結んだというのは、それはよかったと思うのですけれども、これで、では十分かということ、なかなか

そうはいかないのではないかとこのように思っています。結局再処理できなければ、中間貯蔵の前提が崩れるわけですから、当然搬出されることになるのです。

ちょっと、通告はしていないのですけれども、貯蔵事業の確実な実施が難しくなった場合というのは、今ある意味、施設の設備とか、そういうところに視点を置いて私質問しているのですが、事業者には重大な瑕疵があった場合も含まれるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

事業者には重大な瑕疵があったとき、この覚書にあります著しく困難となった場合に、もし該当するのであれば、そのように対応すべきだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 分かりました。施設外というふうに書いてありますが、施設外とは何ですか。どこを指しているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

覚書の3の規定につきましては、市としてエネルギー安定供給という最重要な国策への貢献の意思が侵害された場合に発動するものと考えていますことから、当然市外への搬出を意味するものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市外というのは、今までの参考人質疑とか、市民説明会とか、議会で、その時点で稼働している再処理工場、あるいは事業者が責任を持って搬出するというふうなことが触れられているのですが、50年以上先に六ヶ所再処理工場が稼働しているかという保証はないと思っています。

先ほども言いましたけれども、搬出先の自治体の同意がどうしても必要なので、簡単には搬出できない。だから搬出先は確定できないのだというふうに思っています。ですから、理事者側もなかなかこれを具体的にどこかということとは言えないと思っています。

ただ、市民としては、これがはっきりしていないと、結局むつ市にずっと置かれて、永久貯蔵になるのではないかとこの不安が払拭できないということになると思います。

搬出も含め、覚書の中で、速やかに必要な措置を講ずるということですが、速やかに必要な措置とは、搬出以外にどのような場合を想定しているのか。搬出前、あるいは搬出後の措置も含めて答えていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

市は立地協定を締結した際に、中間貯蔵施設の立地協力を通じて、我が国の長期的なエネルギー安定供給に貢献することを志し、災害リスクと不安を惹起する使用済燃料を一時的に貯蔵することを受け入れたわけですので、ここで言う速やかに必要な措置とは、市民の安全確保と不安解消の観点から、使用済燃料の速やかな市外への搬出につながる全ての対応が該当するものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 多分これ以上は進まないと思うので、次に移ります。

想定していないとか、想定できないというのが本音なのだろうなというふうに思っています。使用済核燃料が、中身が東京電力株式会社所有でキャスクがR F S社所有ということになっていますけれども、キャスクの重大事故はR F S社では対処できないので、東京電力株式会社が対処するということでした。全て東京電力株式会社所有で一

時貯蔵がRFS社なら整合性があるのですが、これも最後の質問になりますけれども、私は親会社の責任逃れなのではないかと感じているのですが、ここはどういうふうにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

キャスクに関する異常時の対応といたしましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社より、一次蓋のガスケットに異常があると推測される場合は、三次蓋をして親会社と搬出を含めて対応を協議することとされている旨の説明がございました。この対応につきましては、当該施設における事業形態上、事業者それぞれの対応可能なオペレーションが異なっているため、事象の内容に合わせて適切な対応を行うための役割分担に基づくものであると理解しておりまして、議員ご指摘のような親会社の責任逃れということではないものと認識しております。

いずれにいたしましても、防災安全対策につきましては、市も含めた関係者間で連携協力し、適切に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 今回使用されるキャスクの製造元はどこでしょうか。キャスクの製造年月日は、年、月でいいです、いつか。当該製造元の不正についての見解はいかがですか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

リサイクル燃料備蓄センターに搬入される予定の1基目のキャスクにつきましては、日立GEニュークリア・エナジー株式会社が製造し、平成25年8月に納品されたものと伺っております。

また、以前当該キャスクの部品を提供している

事業者にも不適切行為があったことを受け、リサイクル燃料貯蔵株式会社において、日立GEニュークリア・エナジー株式会社とともに同事業者への立入調査を行っており、今回使用されるキャスクの部材につきましては、不適切行為が行われていないことを確認しているとのことですので、問題はないものと認識してございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） キャスクの安全性は事業者任せと。原子力規制委員会も、不正が事後に分かったということなのです、この事案は。自治体は関与できないのが実態だというのは承知しています。ですから、キャスクがどうなっているかというのはなかなか調べる手段もありませんし、そういう技術者もいるわけではありませんから、それは分かるのですけれども、キャスクは60年が耐用年数ですから、やはり不正をした会社が造った、言わば年数がたっているキャスクを使っているものかというふうに私は思っています。

今回の搬入に使われるキャスクは製造から、耐用年数60年、先ほど言いました。ちょっと私の再質問の経過年数と違うのですけれども、これで今後50年間、保管に問題はないと考えていますか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

今回使用されるキャスクにつきましては、納品自体が平成25年8月となっておりますが、未使用の状態でございます。放射線や熱といった劣化要因にさらされていないことから、設計上の耐用年数である使用開始後60年間は安全性が確保されるものと伺っております。

また、これまで未使用の状態でありましたが、毎年1回の定期検査が実施されており、異常がないことを確認されておりますので、問題なく使用できるものと伺っております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 壇上で述べたように、再処理工場は稼働の見込みが立っていません。稼働しても、フル稼働は無理だと思います。年間800トンです。再処理しても、使う原発がありません。原発を動かしたら、原発サイトに核廃棄物がたまって稼働できなくなります。核燃料サイクルは、どこを取っても、私は破綻しているのではないかと思っています。

協定書や覚書、国のエネルギー基本計画で何を書いたとしても、搬出先がなくなることは、中間貯蔵施設に貯蔵された使用済核燃料の行き場がなくなるのだということだというふうに思っています。ですから、お金は入ってくるけれども、将来の世代に負の遺産を残すのは私はよくない、避けるべきだというふうに思っています。

続いて、2項目に移ります。マイナ保険証について伺います。マイナ保険証を必要としていない人が大変多いです。地元紙にも、数日前報道されました。利便性も高まっていないと数字が示しています。むつ市の管轄している国民健康保険と後期高齢者医療保険。マイナ保険証の登録率は、国民健康保険が70.42%、後期高齢者医療が61.60%、マイナ保険証の利用率は、国民健康保険が4.96%、後期高齢者医療は2.01%です。大変低いのです。これを見ても、必要としていない、利便性も高まっていないと言えるのではないかと思います。この点についてはどうお考えですか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

マイナ保険証の利用状況、令和6年7月の全国平均で11.13%と徐々に伸びてきてはおります。また、市のほうでのマイナンバーカードの申請数等が7月から124件、150件と伸びてきております。そういう意味では、これからどんどん増えていく

ものと考えておりますけれども、マイナ保険証については、自身の特定健診の情報等の提供に同意することで、医療機関での総合的な診断に活用でき、リスクを回避した適切な処方を受けることができる。あとは、限度額認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える部分の支払いが免除されるというメリットがあります。引き続き周知活動を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） マイナンバーカードの利用率は非常に低いと、全国的に11%ぐらいになっているというのは、私も見てきましたけれども、これはやっぱり必要性、利便性があると感じる人が少ないと言わざるを得ません。全国の医療機関も、国民も困っているのが実態だと。全国保険医団体連合会も、今の保険証を残してほしいと、マイナ保険証にするのは反対だと言っています。

壇上での質問の回答に関わって、もうちょっと市民に分かりやすい説明をしたほうがいいと思います。結論的に言うと、単純に言えば、今のまま何をしなくても、そのまま継続して医療を受けられるということで間違いないですか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

国民健康保険と後期高齢者医療保険に関しましては、来年の7月31日までは現行の保険証で診療を受けることができます。また、その後、マイナ保険証に切り替わるわけですが、マイナ保険証を登録していない方には、資格確認書等が全ての方に交付されるということになっておりますので、これまでどおりの医療を受けることができると考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） ここをはっきり分かりやすく皆さんに伝えてほしいと思います。今までどおり受診できますということですね。

顔認証できない、暗証番号を忘れたという事例がありました。窓口10割負担になる可能性もありますので、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

厚生労働省の通達によりまして、マイナ保険証のオンライン資格確認ができなかった場合には、過去の受診履歴により口頭での提出も可能な被保険者資格申立書の提出や、医療機関の職員がマイナンバーカードの写真と本人を目視で確認することで保険適用が可能となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市民に負担がかからないように取組をお願いしたいと思います。

暗証番号を間違えてロックされるのは、何回までか。ロックされた場合には、再発行の手続が必要だと思うが、どういう手続が必要か、また期間はどれくらいかかるか、その間の保険証はどうなるかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

マイナ保険証で利用する利用者用電子証明書暗証番号は、3回連続で間違えるとロックがかかります。ロックされた場合は、各庁舎の窓口で解除の手続と、暗証番号の再設定が必要になります。

再設定後は、すぐに利用することが可能です。また、医療機関の窓口においては、オンライン資格確認に顔認証か暗証番号の入力を選択することが可能で、万が一ロックされたマイナンバーカー

ドでも、顔認証で保険証として利用することは可能となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 前の再質問でも触れましたけれども、顔認証を失敗したということの例を幾つか聞いているので、その場合もしっかり医療を受けられるということが大事だと思っていますので、指摘しておきたいと思います。

マイナ保険証のほかに資格確認書を発行するのはなぜですか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

資格確認証の発行につきましては、法律で定められているということでありまして、マイナンバーカードの取得は任意でありますけれども、マイナンバーカードを取得していても保険証利用登録をされていない方もおります。原則はマイナ保険証の利用となっておりますが、全ての方にこれまでどおり安心して受診していただくために、資格確認証は発行することとなっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 法律で任意だから、強制することはできないわけですね。これが一番の根拠だと思います。

マイナ保険証を使うか、今の保険証、続いて資格確認証を使うかの選択なのです。1択ではないのです。いろんなのを見ていると、マイナ保険証に一元化というのが出てきますけれども、これは今マイナ保険証を持っている人は保険証と2つ持っているのです。これが一元化、一本化されるのです。ところが、マイナ保険証を持っていない方は、これどこの保険でも同じです、協会けんぽでも組合健保でも同じなのですけれども、今の保険

証を、このまま期限まで使って、期限が過ぎる前に資格確認書が自動的に送られてくるのです。ですから、マイナ保険証に一本化されるというのは、これは誤りがあるのです。マイナ保険証を持っている人は一本化されます。マイナ保険証を持っていない方は、そのまま今の保険証を期限まで使って、その後は資格確認書で引き続き同じように受診できるということなのです。私は強調しておきたいと思います。

マイナ保険証を使う人にリスクがあるのではないかというふうに思っています。ちょっと時間がないので、はしょります。そうすれば、今の保険証と資格確認書であれば、暗証番号も顔認証も失敗することはありません。そのまま使えます。ですからトラブルはありません。これを続けることが必要だと思っています。

10月からマイナ保険証のひもづけを解除することができます。この手続についてお知らせください。

- 議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。
- 総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

令和6年10月より、保険者で解除申請を受け付けることができるようになるということですが、まだ手続の詳細が実は示されておりません。解除後は、切れ目なく資格確認書を交付することとなっております。

以上です。

- 議長（富岡幸夫） 3番。
  - 3番（佐藤 武） 切れ目なくお願いします。
- 資格確認書を全ての被保険者に発行したほうが確実に医療を受けられるのではないかというふうに思っているのですが、その場合は何か国からペナルティーとかはあるのですか。
- 議長（富岡幸夫） 市長。
  - 市長（山本知也） 先ほど来佐藤武議員に申し上

げておりますとおり、マイナンバーカードが保険証と一体化になっても、使いたい方は使えますし、マイナンバーカードを使いたくない方も、資格確認書が送付されますので、何ら変わらないという事で、誰も困っていないというふうに思うのですが、マイナンバーカードを利用して特定健診の情報を医療機関に見ていただいて、そういったメリットを享受したい方もいらっしゃると思いますので、資格確認書を全ての方に送るというのは、逆にデメリットがあるというふうに私自身は考えております。使いたい方には使っていただく、使いたくない方には、しっかりと資格確認書というルールが示されておりますので、国民健康保険ははじめ後期高齢者医療の立場として申し上げます、医療を受けたい方が受けられないことには一切ありませんので、そのことは強調してお伝えしておきます。

- 議長（富岡幸夫） 佐藤武議員、間もなく申合せの時間となります。
- 3番（佐藤 武） あと3分です。
- 議長（富岡幸夫） 3分切っております。3番。
- 3番（佐藤 武） 市長の答弁は、大変分かりやすいです。そういうことをぜひ説明のときも、2つの道があるということを強調していただきたい。

協会けんぽのチラシを見て、びっくりしました。ずっとマイナンバーカードの説明しかないのです。ただし書のところに、「資格確認書等の問合せはここにしてください」しかないのです。ですから、今各事業者に渡っていますが、みんなもうそれを見たら、全員がマイナ保険証を取得しなければならないような感じになっているのです。びっくりしました、私は。

次に移ります。「AGEHA」事業についてです。任意のマイナンバーカード取得が条件になっているのは、平等の行政サービスを受ける権利を

奪っているのではないかとと思いますが、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

本事業の実施に当たりましては、乗車証利用者の本人確認と不正利用防止等の観点から顔写真つき身分証が必要でありまして、マイナンバーカードは運転免許証の所有の有無に限らず、全ての年代の方がご本人の費用負担なく、かつ市の財政負担もなく取得できる公的な身分証でございまして、市民の皆様が平等に取得できる身分証であると考えておりますことから、マイナンバーカードを使用しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 全ての人々が平等に、やはり行政サービスを受けられるということが大事だと思っています。マイナンバーカードの取得は任意です。だから保険証も資格確認書を出さざるを得ない。任意であるはずのマイナンバーカード、これ取りたくない人もいますから。そういう人は、取りたくない人は排除されるわけです。そういう取得条件にするというのは、法の精神に反すると言わざるを得ないと思います。全ての高齢者で希望する人には無料乗車券を発行すべきではないかと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎東 健而議員

○議長（富岡幸夫） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。むつ市議会第261回定例会に当たり、一般質問を行います。今回は、13人の質問者がありましたが、最終ランナーになりました市誠クラブの東健而であります。このたびも、ところどころ私と同じ質問をした議員もおりましたが、なるべく重複しないよう簡単にいたしますので、よろしく願いしておきます。

さて、今年の台風であります。10号が発生したときには、命を守るための最大級の避難行動を取るようと言われてましたが、途中で温帯低気圧になり、大過なく過ぎました。日本国中、安堵しているのではないのでしょうか。

そのおかげかどうか分かりませんが、今年の夏も猛暑になる予想でしたので、多くの方々は身構えていたことと思います。それがそんなに暑くならないうちに秋になりました。山には、もうスキの穂が出て、ドングリの実がたくさん落ちていきます。気温も秋の気配を感じさせ、今年も時は確実に移り変わっています。しかし、まだまだ油断はできません。災害にも気を配りながら、用心して過ごしたいものであります。

それから、国際の出来事ですが、これも数人の議員の中から発言がありました。政治的には岸田総理の不出馬で、自民党の総裁選は群雄割拠の様相を呈してまいりました。総裁選終了後、総理大臣を決め、解散総選挙になるのではないかとの思惑が駆け巡っています。政治の世界は、いつ、何が起きるのか分からないというのが通説であります。

また、災害が多発し、17の目標を掲げて発足し

たSDGs対策は、待ったなしでありながら、その対策はさっぱり進展がないように見えます。亡きホーキング博士は親友に「地球はあとどのくらいもつのか」と聞かれたとき、「100年くらいだろう」と答えていました。私は、それまで生きていられませんが、大変驚きました。

災害が次々に大きくなっています。これからの世の中はどのように変遷をたどっていくのでしょうか。一抹の不安がよぎるこの頃であります。

さて、決算審査も控えています。前段はこれくらいにして、今回は1項目めに、国政とは違いますが、当市の市民の選挙に関する投票行動について取り上げてみました。

2項目めは、今まで数回取り上げてきました、最近規模が大きくなっている群発地震への対応について、日々震源域が移り変わっていることを踏まえ、当市の対応について再度質問させていただきます。

3項目めは、川内川にかかっている中畑橋の欄干にさびたところと切れているところがあり、腐食が相当進んでいるように見受けられました。その対応について取り上げさせていただきました。市長をはじめ理事者側の皆様には、簡単明瞭なご答弁をお願いしておきます。

それでは、質問に入ります。1項目め、選挙の投票行動についてであります。1点目は、主権者教育についてであります。この問題は過去に取り上げられた問題であります。しかし、現在義務教育での主権者教育がどのように取り扱われているかよく分かりません。子どもを持つ父母も注視していると思いますので、再度質問させていただきます。

主権者教育は、社会科の公民的分野などの教科だけで学ぶものではなく、学校の教育活動全体や、家庭、地域の教育の中で、子どもが主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う

ことであります。

そこで、教育長にお伺いいたします。主権在民は憲法で保障された国民の権利であります。といっても、選挙権のない子どもたちにとって、選挙に対する権利は理解が難しいのではないかと考えますが、学校では主権者教育はどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、投票のデジタル化についてであります。人口減少で、鳥取県ではオンライン立会いを導入しました。茨城県つくば市では、インターネット投票を取り入れたようであります。当市でも人口減少は顕著になりつつあります。デジタル化にはまだ不安定なところがありますが、やがて対応しなければならぬときが来ると思います。投票のデジタル化に対する市長のご所見をお伺いいたします。

次に、2項目め、大規模災害時の対応についてお伺いいたします。1点目ではありますが、防災無線についてお伺いいたします。能登半島地震のときに蓄電池設備の故障などにより、一部地域の防災無線が機能しなかったことが取り沙汰されました。津波が来るのか、道路の利用状況、山崩れ、建物崩壊、インフラの損失程度など、状況把握がないと市民に不安が広がります。故障がなく万能と思われる防災無線が故障したときの対策について、市長はどのように考えているかお伺いいたします。

2点目、防災無線の運用についてであります。災害は、いつ起きるか分かりません。この設備は、誰にでもできるものではなく、24時間体制で運用させ、管理、監視体制を維持しなければならないと思います。この運用方法について、どのような体制となっているのかお伺いいたします。

3点目、大規模災害時の避難誘導についてであります。これは、弱者に対する問題ですが、災害が夜に起きて、災害が大きくなれば、対応の仕方

が全く分からなくなります。能登半島地震では、家屋の倒壊、断水や地割れ、地面の陥没や隆起、電気や水道が利用できるかどうかの情報、道路の寸断や交通の乱れなどが明るくなってから徐々に分かり、メディアによって報道されていました。また、8月8日に起きた宮崎県の日向灘を震源とした地震では、日南市において最大震度6弱の強い地震が発生しました。気象庁では、今後再び大規模地震が発生する可能性が相対的に高まっていると評価され、この付近一帯は大規模地震の想定域になっていて、数日にわたって注意を促す報道が継続されていました。

余談になりますが、大正時代には9月1日に相模湾北西部を震源とする関東地方でもマグニチュード7.9の大地震が起きたことがあります。

繰り返しますが、災害はいつ起きるか分かりません。当市でも近い将来、太平洋側の日本海溝大規模地震が来ることが想定されて久しいわけですが、広大な土地を有する当市では、どこで、どのような規模の災害が起きるか分かりません。旧町村部では、頼みの綱となる消防団も高齢化が進み、退団者が多くなっています。また、いざというときに動ける隣近所の人の数もまばらになってまいりました。突然襲ってくる災害に、体の不自由な人たちやシニア世代には、地震に対応できない人たちが増加傾向にあります。このような人たちの避難誘導は、どのように考え、行われるのか、市の対応をお伺いいたします。

次に、3項目めであります。危険防止対策についてお伺いいたします。1点目、川内町の中畑橋の架け替えや補修点検についてであります。市道から国道46号に中畑橋が架かっています。通行のとき、橋の欄干を見てみましたが、横のつながりがさびで切れて落ちていたり、相当さびが目立っています。腐食が進む前に補修点検するべきと思います。

また、この橋自体も相当古いのではないかと推察されます。最近通行車両の往来が激しくなっています。橋桁が大丈夫かどうか、大きな台風が押し寄せるようになってきましたが、台風や津波の影響を受けることがないか。耐用年数や重量に照らし合わせて対応を検討してみたいかがでしょうか。あわせて、市の対応をお伺いいたします。

これで壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、大規模災害時の対応についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、危機管理監からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、大規模災害時の避難誘導についてお答えいたします。市では、自力での避難が困難である高齢者及び障がいをお持ちの方々を対象に、むつ市避難行動要支援者支援制度に基づき避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿を作成する際には、避難行動要支援者の氏名、住所及び電話番号のほか、持病や薬、かかりつけ医の情報などに加え、災害時の避難を手伝ってくれる協力者2名の届出もお願いしているところであります。

また、作成した名簿のうち、個人情報提供に同意をいただいた方々の情報は、本制度における支援者等に位置づけられる消防本部及び消防署、消防団や警察署のほか、町内会長や民生委員・児童委員などの各関係機関と共有しております。

実際に災害が発生した際には、まず名簿にご登録いただいている協力者の方々には災害発生直後の避難誘導をお願いすることになりますが、消防や警察をはじめとした支援者の方々にも、自らの安全を確保した後、避難行動要支援者の安否確認と避難誘導をお願いする場合があります。

なお、個人情報の提供に同意していただけない要支援者の情報は、各関係機関に事前に提供することはありませんが、災害発生時は人命救助が第一義であることから、要支援者の情報を共有する場合がありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、危険防止対策についてのご質問につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 東議員の選挙の投票行動についてのご質問の1点目、主権者教育についてお答えいたします。

選挙権年齢の引下げに伴い、若者の選挙制度への理解を深め、政治参加意識を育成するための主権者教育がより一層重視されております。

各学校においても政治的中立を保ちながら、社会の一員としての自覚を育む指導が児童・生徒の発達段階に即して行われております。

社会科では、現実社会について判断する際に必要な個人の尊厳、民主主義といった概念を多面的、多角的に考察したり、構想したりすること、社会的事象に継続的に関心を持ち続けること、情報発信者の意図などに留意した情報を収集することなどの資質・能力の育成に努めております。

具体的には、小学校第6学年「社会」で選挙の在り方について学習し、中学校では歴史的分野との関連を図りながら、第3学年において「公民的分野」で学習しております。その学習内容につきましては、学習指導要領に基づき、選挙に関する具体的な事例を取り上げて関心を高めるとともに、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することの大切さについて指導しているところであります。

また、児童・生徒にとって一番身近な社会は学校であり、学校生活の充実と向上を図ることを目

指して、学級や学校におけるよりよい生活づくりへの参画や、児童会、生徒会活動、クラブ活動、学校行事における勤労生産・奉仕的行動など、特別活動における多様な集団活動において、児童・生徒自らによる自主的活動を充実させることでも主権者としての意識を涵養しております。

各学校では、そのほか「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」など、全ての教科と相互の横のつながりの中でも、主権者として求められる力の育成に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 東議員の選挙の投票行動についてのご質問の2点目、投票のデジタル化についてお答えいたします。

投票のデジタル化につきましては、茨城県つくば市がスーパーシティ型国家戦略特区の指定を受け、インターネット投票の実現に向けた取組を進めているところであります。

インターネット投票が実現しますと、自宅のパソコンやスマートフォンなどから投票ができるようになるため、投票所までの移動が困難な方などの投票が容易になり、投票率の向上につながるとともに、投票所や開票所の運営コストの削減や職員の負担軽減などのメリットがあると考えられております。

しかしながら、導入に当たっては、公職選挙法第44条第1項「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」との原則や、本人確認、買収や強要のチェック、投票の秘密を守ることのほか、機器の通信障害やデータ改ざんへの対応など、課題が多くあることも事実であります。

また、鳥取県江府町では、本年7月に行われた

町長選挙の期日前投票所において、全国初のオンライン立会いを1日限定で実施するなど、立会人のオンライン化に向けた取組も行われております。

インターネット投票などの投票のデジタル化につきましては、公職選挙法の改正や通信機器の開発、普及状況などを見極めながら、当市でも導入に向けた研究を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） 東議員のご質問にお答えいたします。

危険防止対策についてのご質問、中畑橋の架け替えや補修点検についてお答えいたします。当市で管理する橋りょうは123橋あり、全ての橋りょうにおいて、5年に1度の橋りょう定期点検を実施し、国土交通省が定める基準に基づき、健全性の診断結果を4段階に区分しております。

ご質問の市道中畑葛沢線に位置する中畑橋は、昭和54年に建設され、建設から45年経過する橋りょうであり、令和2年度に橋りょう定期点検を実施したところ、健全性については一部で劣化等は見られるものの、4段階判定のうち、健全だとされる1段階目の次の2段階目、状況に応じて監視や対策を行うことが望ましい状態、いわゆる予防保全段階という判定となっており、現段階で緊急的に架け替えを要する判定結果となっていない状況にあります。

市といたしましては、4段階判定のうち、3段階目の早期措置段階、または4段階目の緊急措置段階に分類された橋りょうから必要な措置に着手することとしており、中畑橋につきましては引き続き経過を観察し、必要な措置を講じながら長寿命化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 大規模災害時の対応についてのご質問の1点目、防災無線が故障したときの対応についてお答えいたします。

巨大地震が発生した際は、揺れによる故障の発生や無線設備の倒壊により、防災行政無線が使用できなくなる可能性もございます。そのため、繰り返しにはなりますが、市では災害情報伝達手段の5本の柱として、情報伝達手段の多重化及び複線化を図っており、万が一使用できなくなった場合におきましても、テレビやラジオ、スマートフォンやパソコンなどの情報端末、そして市や消防機関の広報車による情報伝達を実施してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、防災無線の運用についてお答えいたします。防災行政無線による放送の内容は、津波注意報以上の津波に関する情報、Jアラート、その他重大な災害が発生した際の注意喚起及び避難指示としておりますが、津波に関する情報やJアラートにつきましては、防災行政無線が自動で起動し、放送を行う仕組みとなっております。

また、その他の情報につきましても、市職員が必要に応じて放送を行ってまいります。夜間や休日におきましては、気象状況等に応じて担当課の職員が登庁しておりますので、災害が発生した場合も時期を逸することなく放送を行う体制を構築しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ただいまご答弁をいただきましたけれども、大変今回理解しやすい答弁であったような気がいたします。いつもそのような形で周知していたのではないかとは思っていましたが、いや、大分こう詳しい説明をいただきましたので、私も市民とともに理解した、それで満足しています。

私は、この答弁を聞きまして、再質問はあまり

今のところ考えられないような感じだと思いますけれども、通告の内容のとおり、1点1点私の考えを述べながら、また要望したり、質問したりいたしますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、教育長にちょっとお聞きしたいことがありますけれども、この前、昨日、おといですか、小学校の6年生でしたか、傍聴に来ておりました。そのとき、私たちが質問する内容を小学生の生徒たちは理解していたと思ってよろしいでしょうか。なかなかこれ難しい状況で、またそのときちょうどタイミング、いいか悪いかは分からないけれども、住吉議員の質問は、私自身もあまり、100%理解できていませんでしたので、私より結構年下で傍聴に来ていましたので。この傍聴というのは、主権者教育の一環として取り入れているのではないかと考えていますけれども、そこら辺、教育長はどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、こども議会の議会傍聴は主権者教育の一環をなすものと我々も受け止めております。そして、お答えは2つに絞られるかと思えます。

まず、目的と結果ですけれども、こどもたちがこの議場で何を見て、何を感じてほしいか、それはどんなふうにして市民の生活が支援されているのか、どんなふうにして物事が決まってくるのか、そのようなことを目の当たりにして、社会の仕組みは、ああ、こうなのだ、では自分たちの学級で自分たちが決まりを決めたり、自分たちの活動を皆で相談をして、協力して成し遂げていたり、それと同じなのだなど、そんなふうなことをしっかりと体験してもらうために、この事業をずっと実施しております。そして、このことに関しては、間違いなく果たされたものと理解をしております。

ます。

そして、2つ目は、内容の詳細に関することですけれども、内容の詳細に関しては、もちろん大人同士の話を全て児童が理解できるものでもありませんので、それに関しては当事務局の担当者、あるいは引率の教師等が必要に応じてしっかり補足することとなります。それに関しては、内容はおおむね理解されているものとご理解いただいで構わないものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） どうもありがとうございました。この点については、今質問したとおり、再度質問はありませんけれども、これからの我が国の日本を背負っていくこどもたちの教育は、本当に教科だけではないわけであります。自主独立の精神と、自分の主張がはっきり言える教育も必要だと思えます。

どのような人生になるか、傍聴したこどもたちは、こどもたち銘々性格もありますので、こどもたちの考え次第だと思えますけれども、将来のために、その土台をしっかりと教育長には教えていただきたい。その点を要望しておきます。

それから、投票のデジタル化、これは私もちょっと今のところは無理だなというようなことで考えていたのですが、それでもこれからむつ市では取り入れることが来るとあって、先走ってこの問題を質問いたしました。

市長はまだまだ若いですので、これからぜひデジタル化についてのことも考えながら、選挙の投票環境を考えていただきたいと思えます。

それに、私たちはもう年を取っていますので、デジタル化などというのは分からないのです、投票の。私は勉強して、ある程度分かって質問しましたけれども、これからのことを考えて、何とかよろしくお願いいたします。

それから、大規模災害時の対応についての1点

目は理解いたしましたけれども、2点目、防災無線の運用についてであります。市民には分かりづらいと思い、質問したわけではありますが、デジタルになると、ますます分からなくなると思います。防災は、市民を災害からいち早く守るのが役目だと思いますので、市民が身構えることなく理解しやすいような対応を要望しておきます。

それから、避難誘導については、これまで多くの議員が取り上げてまいりました。今回の質問は答弁も大体分かっていたけれども、市民の中に自力で避難できない人の数がどんどん多くなってまいりました。心細く心配している人もいますので、再掲させていただきました。この点にきめ細かな対応を要望しておきます。

そして、3点目の危険防止対策についてですが、これは必要な措置を講じるという答弁に聞こえたので、できればなるべく早めに措置できるような対策を考えていただきたいと思えます。

欄干が物すごく腐って、刃物のような形になっているところも見受けられます。それに人が触ったり引っかけたりすれば、大けがのもとになりますので、できれば早めの対応をお願いしておきます。

これで質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、東健而議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。9月9日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なお、明9月7日及び8日は休日のため休会とし、9月10日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時45分 散会